

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

児童館の指導監査基準等に関する調査研究

事業報告書

令和8年3月

PwC コンサルティング合同会社

要旨

【事業目的】

本事業は、児童館の特性や、令和6年改正の児童館ガイドラインの内容を反映し、全国で標準となる指導監査基準等を検討・提案することを目的とした。

【事業概要】

上記の目的を達成するため、本事業では下記4つの取組を行った。

1. 検討委員会の設置

－事業の円滑な実施と成果物の質的向上を目的として、全4回開催した。

2. 指導監査基準案の検討・作成

－事務局の素案をもとに、検討委員会において作成した。

3. プリテスト・ヒアリング調査の実施

－指導監査基準案の妥当性・有用性・負担感等の検証を目的として実施した。

4. 運用ハンドブックの作成

－主に児童館の指導監査を初めて担当する職員に向けて、指導監査の概要や、指導監査基準の補足的事項を伝えることを目的として作成した。

【事業の成果】

本事業では、令和6年に改正された児童館ガイドラインをはじめとする児童館関係の法令・通知の内容を基礎として、指導監査基準案を作成した。今後、こども家庭庁において、本事業で作成した指導監査基準案を参考資料の1つとして、標準となる指導監査基準を策定することにより、児童館の質の担保とともに、自治体における指導監査の効率的な運用、自治体及び事業者の双方の負担軽減につながると考えられる。

また、本事業において作成した、指導監査の概要、指導監査基準の補足的事項等を記載した運用ハンドブックは、自治体職員の指導監査前の事前学習や指導監査当日の円滑な実施に資すると考えられる。

【今後の課題】

本事業の成果物に係る今後の課題として、運用ハンドブックの記載の拡充が挙げられる。特に、各指導監査項目に対応する取組例について、本事業においては、プリテスト及び検討委員会で挙げた例や、既存資料から得られた限られた例のみを掲載した。今後、新たな指導監査基準に基づく指導監査の中で全国の児童館における取組例が収集され、運用ハンドブックに書き加えられることにより、運用ハンドブックの有用性が高まると考えられる。

本事業の検討委員会においては、「令和6年に改正された児童館ガイドラインの内容

が指導監査基準に反映されることで、同内容が自治体職員や児童館職員に浸透していくのではないか」との意見が聴かれた。こどもの権利、こどもの居場所づくりをはじめ、近年重要なテーマとなっている内容が、新たな指導監査基準に基づく指導監査を通じ、全国の自治体及び児童館に浸透することが期待される。

目次

1. 事業概要	1
(1) 背景と目的	1
(2) 事業の全体像	4
(3) スケジュール	4
2. 検討委員会	7
(1) 検討委員	7
(2) 主な議題	7
(3) 主な委員意見	8
3. 指導監査基準案の作成	11
(1) 作成プロセスの全体像	11
(2) 既存の指導監査基準の調査	11
(3) 指導監査基準項目案の作成	12
(4) 指導監査基準案の作成	12
(5) プリテスト・ヒアリングの実施	13
4. プリテスト・ヒアリングの実施	15
(1) 実施概要	15
(2) 主な意見	17
5. 運用ハンドブックの作成	19
(1) 運用ハンドブックの概要	19
(2) 運用ハンドブックの構成	19
6. まとめ	21
(1) 本事業の成果	21
(2) 今後の課題	21
付録	22
付録1 指導監査基準案	22
付録2 既存の指導監査基準の項目整理・分析表	30
付録3 児童館に対する行政指導監査ハンドブック	38

1. 事業概要

本章では、本事業の背景と目的、事業の全体像及びスケジュールについて掲載する。

(1) 背景と目的

【背景】

児童館に対する指導監査の概要

児童館は、全国に 4,248 か所あり、その内訳を見ると公営が 2,239 か所、民営が 2,009 か所となっている。また小型児童館が 2,404 か所、児童センターが 1,707 か所、大型児童館が 18 か所、その他の児童館が 119 か所となっている（令和 6 年度社会福祉施設等調査¹）。施設の運営者や類型等は様々であり、その歴史的沿革や立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されている。その設備や運営は、都道府県等が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下、「設備運営基準」という。）に従い、又は、参酌して条例で基準を定めている。

基準の内容に合致しているかは、児童福祉法施行令を根拠に、都道府県等が定期的に指導監査を実施している。指導監査にあたり、都道府県等は「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」（令和 7 年 3 月 21 日こ成事第 175 号、こ支総第 50 号こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知）の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参照しているが、同実施要綱は現状、児童入所施設や保育所を含む児童福祉施設の監査項目がまとめて示されている。児童館の指導監査を行う上では、児童館の趣旨や設備等に応じた指導監査項目として整理されていることが円滑な実施に資すると考えられる。

指導監査に関連する通知では、令和 4 年度には先述の児童福祉行政指導監査に係る通知が改正され、指導監査の実施頻度や実地以外の方法が一定の条件の下で、弾力的な対応が可能となった。また、令和 6 年には児童館ガイドラインについて、「こども基本法」及び「こどもの居場所づくりに関する指針」の理念、趣旨や内容を反映することを基本として、こどもの権利や居場所づくり等に関する改正が行われた。

¹ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/24/index.html>（最終閲覧：令和 8 年 3 月 25 日）

令和6年度「児童館監査状況調査」について

令和6年度にこども家庭庁は、都道府県、政令市、児童相談所設置市に対して、①児童厚生施設（児童館、児童遊園）に関する指導監査の状況、②都道府県等が使用している児童厚生施設に対する指導監査基準（項目）に関する調査を実施した。²

本調査の背景として児童館に対する指導監査の状況を概観するため、当該調査の結果の概要を掲載する。調査結果はこども家庭庁から提供を受けた。

① 児童厚生施設（児童館、児童遊園）に対する指導監査の状況

令和5年度の児童館の一般指導監査実績数は

図表1のとおり。一般指導監査の実績ありと回答した72自治体のうち、「0件」と回答した自治体が32自治体（44.4%）と最も多かった。また、一般指導監査実績数は1～49件の間で分散している。70件以上と回答した自治体も7自治体（計9.7%）存在した。

なお、「令和4年度 児童福祉行政指導監査等の実施状況報告」（こども家庭庁）によれば、令和4年度に監査対象となる児童厚生施設は3,020施設あったのに対し、監査実施数は1,369件（うち実地監査実施数876件）、監査実施率は45.3%（実地監査実施率は29.0%）であった。³

以上より、児童館の指導監査実施率は全国的に低い割合に留まっているといえる。

令和6年度「児童館監査状況調査」における一般指導監査が0件の理由は図表2のとおり。「その他」（26件）が最も多く、「人員的課題」（4件）、「対象施設なし」（1件）が続いた。「その他」の場合の理由としては、人材不足や、監査の必要性が低いとの判断が多かった。

図表1 令和5年度の一般指導監査実績数

一般指導監査実績数	回答数（件）	回答数（%）
0	32	44.4%
1～9	8	11.1%
10～19	9	12.5%
20～29	6	8.3%
30～39	7	9.7%
40～49	3	4.2%
50～59	0	0.0%
60～69	0	0.0%
70～79	3	4.2%
80～89	1	1.4%
90～99	2	2.8%
100～	1	1.4%
計	72	100.0%

² 調査対象：都道府県、政令市、児童相談所設置市 調査方法：こども家庭庁から電子調査票（エクセル）をメールにて配付し、委託事業者とこども家庭庁で回収した。 調査期間：令和6年11月1日～26日、※ただし、遅れて到着したものについても集計の対象とした。 回収数：80 回収率：100.0%

³ https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/67c852a1-d0d5-4734-b160-3726c71cc0bd/33c11c43/20250226_policies_kosodatেশien_gyoseishidokansa_10.pdf（最終閲覧：令和8年3月25日）

図表 2 一般指導監査が0件の理由

理由	回答数 (件)	回答数 (%)
A 対象施設なし	1	3.1%
B 人間的課題	4	12.5%
C 災害等	0	0.0%
D その他	26	81.3%
回答なし	1	3.1%
計	32	100.0%

一般指導監査の方法は図表 3 のとおり。「実地」(40 件) が最も多く、「書面」(22 件)、「その他」(10 件) が続いた。「その他」の場合の方法としては、実地監査と書面監査の併用が主流であった。

図表 3 一般指導監査の方法 (複数回答)

実施方法	回答数 (件)	回答数 (%)
実地	40	36.7%
オンライン	2	1.8%
書面	22	20.2%
その他	10	9.2%
回答なし	35	32.1%
計	109	100.0%

② 都道府県等が使用している児童厚生施設に対する一般指導監査項目

都道府県等が使用している児童厚生施設に対する指導監査基準を、令和 6 年に改正された児童館ガイドラインの第 4 章・第 6 章の項目を用いて比較した表は図表 4 のとおり。一般指導監査項目にはばらつきが見られる。

図表 4 児童厚生施設 (児童館) に対する一般監査項目の整理・分析表

	青森県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	新潟県	福井県	岐阜県	静岡県	愛知県	奈良県	鳥取県	広島県	山口県	香川県	愛媛県	佐賀県	大分県	鹿児島県	札幌市	川崎市	名古屋市	熊本市	奈良市	件数	割合	
第 4 章 児童館の活動内容																												
1 遊びによるこどもの育成			○	○				○	○		○		○		○	○	○	○		○	○	○	○			14	56.0%	
2 こどもの居場所の提供															○						○	○				3	12.0%	
3 こどもの権利や意見を尊重した活動の実施			○				○	○							○						○	○				6	24.0%	
4 配慮を必要とするこどもへの対応	○						○			○											○	○			○	6	24.0%	
5 子育て支援の実施			○								○											○	○			4	16.0%	
6 地域の健全育成の環境づくり			○	○				○	○					○	○					○	○	○	○		○	12	48.0%	
7 ボランティア等の育成と活動支援														○						○	○	○	○		○	5	20.0%	
8 放課後児童クラブの実施と連携										○										○	○	○		○		5	20.0%	
第 6 章 児童館の運営																												
1 設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	96.0%
2 運営主体			○		○				○		○									○		○	○		○	○	9	36.0%
3 運営管理																												
(1) 開館時間	○	○	○	○	○			○	○	○			○		○	○			○	○		○	○	○	○	○	18	72.0%
(2) 利用するこどもの把握・保護者との連絡	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19	76.0%
(3) 運営協議会等の設置	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	84.0%
(4) 運営管理規程と法令遵守	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25	100.0%
(5) 要望、苦情への対応	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15	60.0%
(6) 職員体制と勤務環境の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25	100.0%

以上①②を総合し、指導監査基準の内容や実施件数、実施方法について、自治体間で差が生じているといえる。

【目的】

以上の背景を踏まえ、本事業は児童館の特性や、令和6年改正の児童館ガイドラインの内容を反映し、全国で標準となる指導監査基準等を検討・提案することを目的とした。

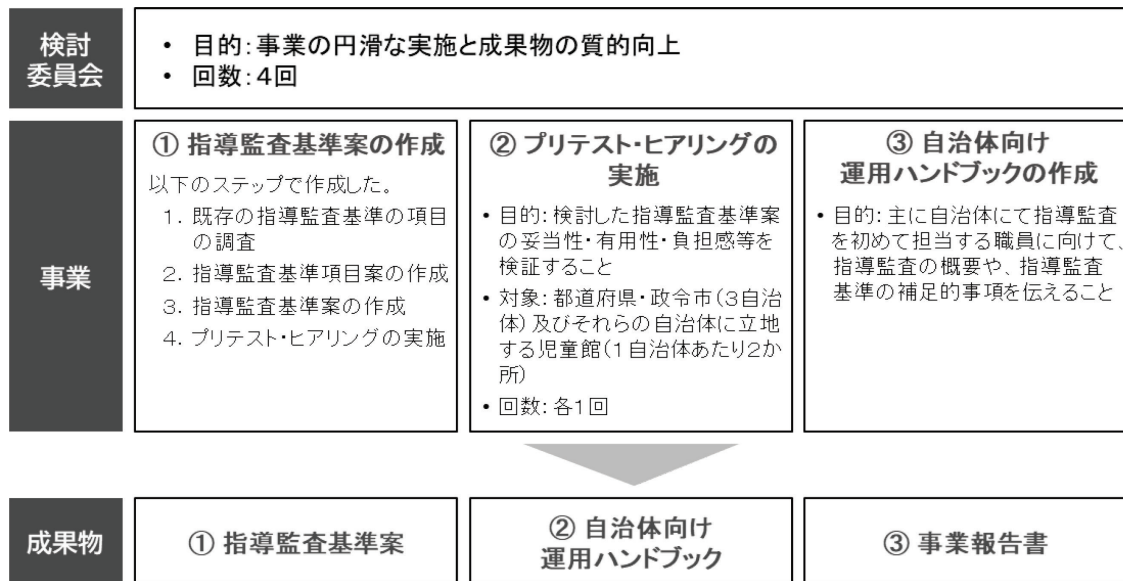
(2) 事業の全体像

本事業の全体像は図表5のとおり。

本事業では、まず事務局の素案をもとに指導監査基準案を検討委員会において作成し、次にその妥当性・有用性・負担感等を検証するためプレテスト・ヒアリングを実施した。指導監査基準案の作成と並行して、主に自治体にて指導監査を初めて担当する職員が指導監査の概要や指導監査基準の補足的事項等を知ることがを目的とする運用ハンドブックを作成した。

事業の円滑な実施と成果物の質的向上のため、児童館や児童福祉施設の監査等に知見のある委員による検討委員会を組成した。

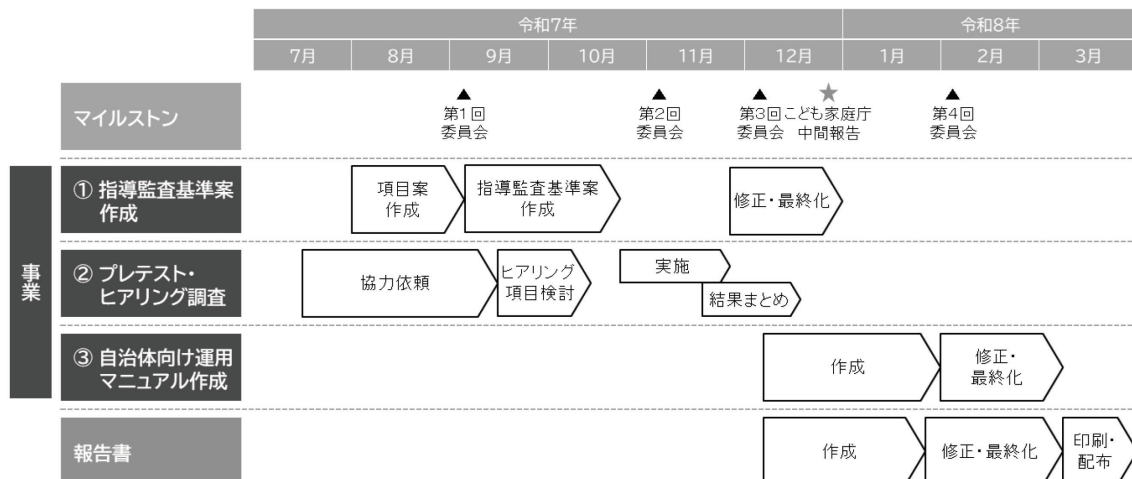
図表 5 本事業の全体像



(3) スケジュール

本事業は補助内示のあった令和7年6月以後、令和8年3月31日まで、図表6に示すとおりスケジュールで事業を実施した。また、こども家庭庁に対して12月に中間報告を提出した。

図表 6 スケジュール



2. 検討委員会

本事業では、事業の円滑な実施と成果物の質的向上のため検討委員会を組成し、全4回開催した。本章では、検討委員、主な議題及び各回の主な委員意見について掲載する。

(1) 検討委員

検討委員会委員、オブザーバー及び事務局は図表 7 から図表 9 のとおり。

図表 7 検討委員会委員

氏名	所属
◎大竹 智	立正大学社会福祉学部子ども教育福祉学科 教授
小川 信行	調布市子ども生活部児童青少年課 副主幹
小西 克哉	京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室 係長
勅使川原 政樹	岐阜県子ども・女性部子育て支援課子育て支援係 係長
前城 充	関東学院大学 特任教授
渡部 博昭	一般財団法人児童健全育成推進財団 事業部部长

(五十音順、敬称略、◎は座長)

図表 8 オブザーバー

氏名	所属
阿南 健太郎	こども家庭庁成育局成育環境課 課長補佐
富田 泰行	こども家庭庁成育局成育環境課 児童健全育成専門官

(敬称略)

図表 9 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
一二三 達哉	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
安澤 悠夏	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アソシエイト

(2) 主な議題

開催日時及び主な議題は図表 10 のとおり。

図表 10 検討委員会議題

開催日	主な議題
第1回 令和7年9月10日	<ul style="list-style-type: none">・ 児童館の行政指導監査について・ 指導監査基準案の作成方針・ 指導監査基準案の検討

第2回 令和7年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導監査基準案の検討 ・ 運用マニュアル（仮称）の検討
第3回 令和7年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導監査基準案の検討 ・ 事業報告書章立ての検討
第4回 令和8年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用ハンドブックの検討 ・ 事業報告書の検討

(3) 主な委員意見

各回の主な委員意見は図表 11 から図表 14 のとおり。

① 第1回検討委員会

第1回検討委員会では、指導監査基準案について討議を行った。

図表 11 第1回検討委員会 主な委員意見

検討対象	委員意見
指導監査基準案	児童館ガイドラインは技術的助言として位置づけられている。また、「福祉サービス第三者評価」は任意の取組であり、受審率は必ずしも高くはないが、児童館ガイドラインに基づいて活動の質的な内容に踏み込んで評価を行っている。さらに、自治体における実施負担に加え、現場職員にとっても相応の負担が伴うことを踏まえると、監査項目の整理にあたっては、児童館として最低限取り組む必要がある事項に重点を置くことが適当と考える。
指導監査基準案	令和6年児童館ガイドライン改正では、こども基本法や児童福祉法の内容が入ってきたが、現場では理解が十分でない部分がある。こういった内容を指導監査でヒアリングすると、項目の周知になると考える。
指導監査基準案	児童館ガイドラインの第1章「総則」、第2章「こども理解」は抽象的な内容であるため、監査項目にはそぐわないと考える。
指導監査基準案	「育児休業、産休等代替職員の確保」について、職員がきちんと確保できているか、職員配置が適正に行われているかを他の項目で確認しているため、削除で問題ないと考える。
指導監査基準案	対象児童の記載については、局長通知ではなく、児童館ガイドラインのとおり「0～18歳未満のすべてのこども」という表記にすべきではないか。

② 第2回検討委員会

第2回検討委員会では、指導監査基準案と運用ハンドブックについて討議を行った。なお、後者について、当初名称を“マニュアル”としていたが、委員意見により“ハンドブック”とすることとした。

図表 12 第2回検討委員会 主な委員意見

検討対象	委員意見
指導監査基準案	「こどもの権利や意見を尊重した活動の実施」について、こどもの権利条約採択以降、こどもの意見表明が重視されるようになった状況を受けて、令和6年に児童館ガイドラインが改正された。こどもの権利や意見表明は近年重要なテーマとなってきたため、監査を通じて周知徹底していくことが重要である。
指導監査基準案	「配慮を必要とするこどもへの対応」について、児童館の役割は受入体制の整備や対応、関係機関との連携の2つであり、前者は具体的内容の(1)～(3)(7)(8)、後者は(4)～(6)に記載がある。したがって、この2点に対応した着眼点とするのがよいのではないかと考える。
指導監査基準案	「要望、苦情への対応」について、社会福祉法第82条にも努力義務ながら書かれていることから、当該児童館の運営主体にその体制があるうえで、児童館が利用者に周知を図っているかを確認することは、利用者の人権擁護等の観点からも必要だと考える。
運用 ハンドブック	監査時の参考資料として、網羅的な内容となっていると考える。特に、第2章「児童館に関する基礎理解」は、初任者にとって非常に勉強になると思われる。
運用 ハンドブック	第5章に“着眼点として確認すべき取組の例”が記載されることにより、初めて監査業務を行う自治体職員が、ヒアリングの際必要に応じて追加質問を行う助けになるためよいと思う。
運用 ハンドブック	表題は仮称とのことだが、“マニュアル”という名称を用いた場合、自治体職員は逐条解説を想像し、同資料の作成目的との相違が生じるとされる。したがって、名称は“ハンドブック”等とし、参考資料である旨を明示するのがよいと考える。

③ 第3回検討委員会

第3回検討委員会では、指導監査基準案と事業報告書について討議を行った。

図表 13 第3回検討委員会 主な委員意見

検討対象	委員意見
指導監査基準案	ボランティアに関する記載について、独立した別の項目とすると項目数が増加する点が気になるため、「地域及び関係機関等との連携」との統合に違和感がないわけではないが、「こどもの居場所の提供」に残すより「地域及び関係機関等との連携」に移す方がよいと考える。
指導監査基準案	「開館時間」について、事務局説明のとおり、開館時間の設定に関しては児童館に裁量がないと考える。地域ニーズに合わない開館時間が設定されていると感じることもあるが、指導監査の目的である「最低限の基準を満たしているか」を見る観点からいけば削除でもよいと思われる。
指導監査基準案	「児童館の職場倫理」について、倫理規範を利用者に公開することは利用者に安全等を示すため重要ではあるが、「最低限の基準以上」を求めることになるとされるため削除でもよいと考える。
指導監査基準案	「職員の確保及び定着化」について、職員が定着しない理由は人間関係や報酬が主である。大半の施設では平均的な金額で給与支払をしているため変更は難しい可能性があるが、人間関係は運営上取り組んでいただくべき部分であるため、指

	導監査の中でも確認することが重要であるとする。評価区分をCとして指導監査で確認することに賛成である。
指導監査基準案	「防災設備の整備」について、本指導監査基準案には監査権限がある児童福祉に係る事項のみを掲載する方針であり、他の機関が確認している事項でもあるため、監査項目に含めなくてもよいと考える。
指導監査基準案	標準確認文書「職員間での打合せや引継ぎ、業務の実施状況等の記録」について、児童館では、独自のノートで引継ぎをしていることもある。手書き、電子問わず、引継ぎに使用されているものであれば確認文書としてよいと考える。
指導監査基準案	標準確認文書「職員間での打合せや引継ぎ、業務の実施状況等の記録」について、指導監査の観点では、何らかの形で打合せ・引継ぎ内容を文書として残すことの必要性を周知していけるとよい。口頭のみでは、やはり判断が難しい。
指導監査基準案	標準確認文書「職員を明らかにする帳簿」については、職員の資格有無、職員が適正に配置されているかを見るのが重要ではないか。
指導監査基準案	“指導監査の際に手元にあった方が回答しやすい文書”を運用ハンドブックに記載することで、児童館職員が回答しやすくなると思う。

④ 第4回検討委員会

第4回検討委員会では、運用ハンドブックと事業報告書について討議を行った。

図表 14 第4回検討委員会 主な委員意見

検討対象	委員意見
運用 ハンドブック	「こどもの居場所の提供」について、児童館運営に居場所づくりコーディネーターが加わることで、児童館を深く広く活用できると感じる。そのため、運用ハンドブックにも居場所づくりコーディネーターの取組事例があるとよい。
運用 ハンドブック	「こどもの権利や意見を尊重した活動の実施」について、近年、こども会議を実施し、こども自身で児童館のルールを考えている児童館もある。そのため、こどもが運営に携わっている事例も記載するとよいのではないか。
運用 ハンドブック	「地域及び関係機関等との連携」に関して、児童館関係者がコミュニティ・スクールの学校運営協議会のメンバーに入っていることもあるため、連携の例として言及してもよいのではないか。
運用 ハンドブック	「安全計画」について、平成28年に「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」が発出されているため、そういった内容を記載してはどうか。

3. 指導監査基準案の作成

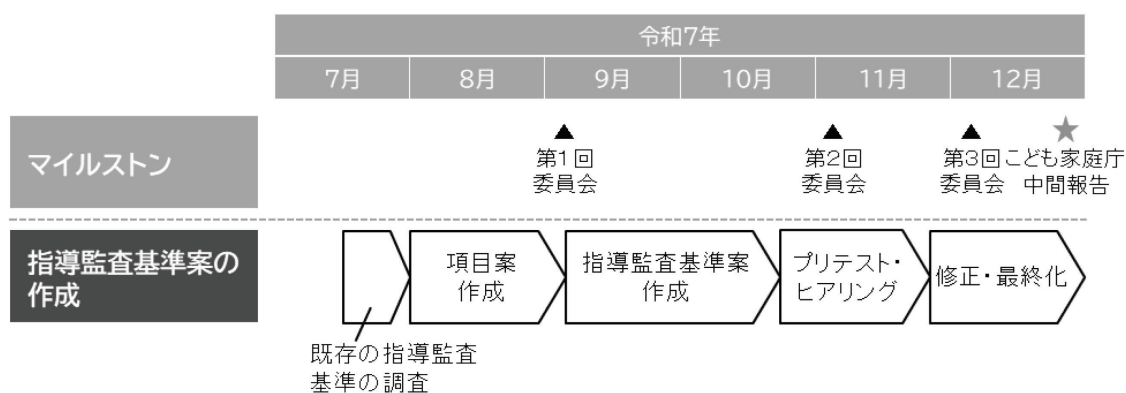
本章では、指導監査基準案の作成プロセス及び各プロセスの内容について掲載する。

(1) 作成プロセスの全体像

指導監査基準案の作成プロセスは図表 15 のとおり。

初めに、都道府県等が現在使用している指導監査基準の調査を行い、その調査結果を踏まえて指導監査基準項目案を作成した。指導監査基準項目案を第1回検討委員会に諮った後、項目案を基に指導監査基準案を作成した。その後、作成した指導監査基準案を用いてプリテスト・ヒアリングを実施し、そこで得た意見を反映して指導監査基準案を最終化した。

図表 15 指導監査基準案の作成プロセス



(2) 既存の指導監査基準の調査

令和6年度に子ども家庭庁が実施した、都道府県等が使用している児童厚生施設に対する指導監査基準項目に関する調査結果の中から、都道府県・政令市計4自治体を選定し、各自治体が行っている指導監査基準の項目の一覧化・比較を行った。なお、一覧化する自治体の選定にあたっては、子ども家庭庁と協議し、監査項目数や地域（都市部/地方部）に偏りがないように考慮した。

調査対象、調査目的等は下記のとおり。

なお、調査結果の詳細は付録2「既存の指導監査基準の項目整理・分析表」を参照されたい。

調査対象

都道府県・政令市4自治体（都道府県3か所（東海地方/中国地方/四国地方）、政令市1か所（関東地方））の指導監査基準

調査目的

- ・ 各自治体が現在使用している指導監査項目の把握
- ・ 各自治体が指導監査項目の根拠として参照している法令・通知の把握

調査結果の活用方法

- ・ 複数の自治体で共通して参照されている法令・通知を、指導監査基準項目案を作成する際の

参考とする。

- ・ 指導監査基準案の作成において、重要と考えられる指導監査項目の抜け漏れを確認する。

(3) 指導監査基準項目案の作成

基本方針

第1章第1節「背景と目的」で示したとおり、現状、自治体ごとに異なる指導監査基準が定められており、指導監査項目の具体性や項目数の多少は多岐にわたる。

また、本調査研究で検討する指導監査基準案を参考資料の1つとしてこども家庭庁が指導監査基準を検討・発出するが、その基準は標準であるため、自治体は、自治体の判断により、標準と異なる指導監査基準を使用することも可能である。

これらを踏まえ、本調査研究で検討する指導監査基準案は、児童館の質担保のために最低限必要と考えられる指導監査項目を置くことを前提としつつ、児童館関連の法令及び通知で遵守が求められる項目を、委員・こども家庭庁職員の助言を受けて記載する方針とした。

指導監査基準案検討の基礎とする法令・通知の範囲

前段階として実施した「既存の指導監査基準の調査」において、複数の自治体で共通して参照されていた法令及び通知を基に、指導監査基準項目案を作成した。基礎とした法令及び通知6点は下記のとおり。

- ・ 児童福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ・ 児童福祉行政指導監査の実施について（通知）（令和7年3月21日こ成事第175号、こ支総第50号こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知）
- ・ 児童館の設置運営について（平成24年5月15日厚生省発児第123号厚生事務次官通知）
- ・ 児童館の設置運営について（平成16年3月26日児発第967号厚生省児童家庭局長通知）
- ・ 児童館ガイドラインの改正について（令和6年12月3日こ成環第300号こども家庭庁成育局長通知）

(4) 指導監査基準案の作成

指導監査基準案は、児童館ガイドラインの構成を土台として、図表16のとおり構成で作成した。なお、指導監査基準案の詳細は付録1「指導監査基準案」を参照されたい。

図表 16 指導監査基準案 目次

1. 児童館の活動内容
 1. 1. 遊びによるこどもの育成
 1. 2. こどもの居場所の提供
 1. 3. こどもの権利や意見を尊重した活動の実施
 1. 4. 配慮を必要とするこどもへの対応
 1. 5. 子育て支援の実施
2. 家庭・学校・地域等との連携
 2. 1. 家庭との連携
 2. 2. 学校との連携
 2. 3. 地域及び関係機関等との連携
3. 児童館の職員
 3. 1. 職員体制
 3. 2. 児童館活動及び運営に関する業務
 3. 3. 館長の職務
 3. 4. 児童館の職場倫理
 3. 5. 児童館職員の研修
 3. 6. 職員の確保及び定着化
4. 児童館の運営
 4. 1. 設備
 4. 2. 利用するこどもの把握・保護者との連絡
 4. 3. 運営協議会等の設置
 4. 4. 運営管理規程と法令遵守
 4. 5. 帳簿
 4. 6. 要望、苦情への対応
 4. 7. 適切な会計経理
5. こどもの安全対策・衛生管理
 5. 1. 安全計画
 5. 2. 防災設備の整備
 5. 3. 感染症対策等
 5. 4. 衛生管理
6. 大型児童館の機能・役割

(5) プリテスト・ヒアリングの実施

指導監査基準案の妥当性・有用性・負担感等を検証するため、プリテスト・ヒアリングを実施した。プリテスト・ヒアリングの詳細は第4章で後述する。

4. プリテスト・ヒアリングの実施

本章では、プリテスト・ヒアリングの実施概要及び主な意見について掲載する。

(1) 実施概要

プリテスト・ヒアリングの実施概要は図表 17 のとおり。プリテスト先については、委員やこども家庭庁職員の助言を踏まえ、運営主体（公営/民営、民営の場合の法人格）、地域（都市部/地方部）等を総合的に検討して選定した。なお、プリテストは模擬的な指導監査であるため、評価・講評は実施しなかった。

図表 17 プリテスト・ヒアリング 実施概要

対象	<p>【プリテスト】</p> <p>下記施設（括弧内は所在地・運営主体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 児童館（中国地方・一般社団法人） ・ B 児童館（中国地方・一般社団法人） ・ C 児童センター（関東地方・株式会社） ・ D 児童館（関東地方・市（公営）） ・ E 児童館（関東地方・市（公営）） ・ F 児童館（関東地方・社会福祉法人） <p>【ヒアリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記自治体の指導監査担当職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ G 県（東海地方・県） ・ H 県（中国地方・県） ・ I 市（近畿地方・政令指定都市） ・ 下記施設の職員（括弧内は所在地・運営主体） <ul style="list-style-type: none"> ・ C 児童センター（関東地方・株式会社） ・ D 児童館（関東地方・市（公営）） ・ E 児童館（関東地方・市（公営）） ・ F 児童館（関東地方・社会福祉法人）
実施体制	<p>【プリテスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 児童館（中国地方・一般社団法人） 実施者：県指導監査担当職員 2 名 回答者：児童厚生員 3 名 ※同席：事務局 2 名 ・ B 児童館（中国地方・一般社団法人） 実施者：県指導監査担当職員 2 名 回答者：児童厚生員 2 名 ※同席：事務局 2 名 ・ C 児童センター（関東地方・株式会社） 実施者：事務局 2 名 回答者：本社社員 2 名、副館長 ※同席：こども家庭庁職員 1 名 ・ D 児童館（関東地方・市（公営））

	<p>実施者：事務局 2 名 回答者：館長、児童厚生員 2 名 ※同席：こども家庭庁職員 1 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ E 児童館（関東地方・市（公営）） <p>実施者：事務局 2 名 回答者：館長 ※同席：こども家庭庁職員 1 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ F 児童館（関東地方・社会福祉法人） <p>実施者：事務局 2 名 回答者：施設長、館長 ※同席：こども家庭庁職員 1 名</p> <p>【ヒアリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G 県（東海地方・県） <p>実施者：事務局 2 名 回答者：県指導監査担当職員 1 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H 県（中国地方・県） <p>実施者：事務局 2 名 回答者：県指導監査担当職員 1 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I 市（近畿地方・政令指定都市） <p>実施者：事務局 2 名 回答者：市指導監査担当職員 1 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ C 児童センター（関東地方・株式会社） <p>実施者：事務局 2 名 回答者：本社社員 2 名、副館長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ D 児童館（関東地方・市（公営）） <p>実施者：事務局 2 名 回答者：館長、児童厚生員 2 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ E 児童館（関東地方・市（公営）） <p>実施者：事務局 2 名 回答者：館長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ F 児童館（関東地方・社会福祉法人） <p>実施者：事務局 2 名 回答者：施設長、館長</p>
実施日	<p>【プリテスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 児童館：令和 7 年 11 月 6 日 ・ B 児童館：令和 7 年 11 月 6 日 ・ C 児童センター：令和 7 年 11 月 12 日 ・ D 児童館：令和 7 年 11 月 12 日 ・ E 児童館：令和 7 年 11 月 17 日 ・ F 児童館：令和 7 年 11 月 18 日 <p>【ヒアリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G 県：令和 7 年 10 月 30 日 ・ H 県：令和 7 年 11 月 6 日 ・ I 市：令和 7 年 12 月 2 日

	<ul style="list-style-type: none"> ・ C 児童センター：令和 7 年 11 月 12 日 ・ D 児童館：令和 7 年 11 月 12 日 ・ E 児童館：令和 7 年 11 月 17 日 ・ F 児童館：令和 7 年 11 月 18 日
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ プリテスト・ヒアリング対象には、事前に指導監査基準案及び下記確認項目を送付した。 ・ プリテストは、各児童館において対面で実施した。ヒアリングは、プリテストを実施した児童館、対象自治体庁舎又はオンラインで実施した。 ・ プリテスト当日は、対象児童館の指導監査を所管する県の指導監査担当職員又は本調査研究事業の事務局が模擬的な指導監査を実施した（事務局が実施する際はこども家庭庁職員も同席）。
確認項目	<ul style="list-style-type: none"> ①妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行案記載事項のほか、児童館の運営上重要と考えられる指導監査事項の抜け漏れはないか ②有用性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 着眼点と判断基準がわかりやすい表現になっているか ③負担感 <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備が難しい、又は準備に負担がかかる標準確認文書はあるか ・ 現行案による監査負荷はどうか（項目数や回答の難易度）

（２）主な意見

プリテスト及びヒアリングにおいては、確認項目としていた指導監査基準案の妥当性・有用性・負担感について、概ね問題ないとの意見が聴かれた。

ただし、第 1 章「児童館の活動内容」、第 2 章「家庭・学校・地域等との連携」等、一部の着眼点が抽象的で回答しづらいとの意見が挙げられたため、運用ハンドブック作成時には、関連通知等に基づく補足説明や、プリテストで聴取した取組の例を記載することとした。また、一部の標準確認文書について、何を指すか分かりづらいとの声も聴かれた。これを受け、標準確認文書の表現を修正する、当該文書を確認する意図を運用ハンドブックへ記載するといった修正を行った。

プリテスト及びヒアリングの主な意見は図表 18 のとおり。

図表 18 プリテスト・ヒアリング 主な意見

対象	発言者	意見
着眼点	児童館職員	「遊びによるこどもの育成」は、最初の質問であり、かつ着眼点が抽象的であったため答えづらかった。
着眼点	自治体の指導監査担当職員	「児童館の職場倫理」について、運営管理規程の中に倫理規範を盛り込んだり、利用者に公開したりしていない児童館が多いと思われる。
着眼点	自治体の指導監査担当職員	「児童館職員の研修」について、自治体等が主催する研修への参加のみで基準を満たしているといえるか、又は各児童館で独自に資質向上の機会を設ける必要があるかが不明瞭である。
着眼点	自治体の指導監査担当職員	「適切な会計経理」について、着眼点及び具体的内容の記載が抽象的であるため、どのような点を確認すべきか分からない。より具体的な確認観点・確認方法の例示があるとよい。
着眼点	自治体の	現行案の項目は基本的にガイドライン順に並べられているが、内容的

	指導監査担当職員	に近く、標準確認文書が被っている項目は近づけた方が使いやすいのではないか。
標準確認文書	自治体の指導監査担当職員	「職員体制」について、資格の有無を確認する場合は、資格証の写しを標準確認文書に入れる必要がある。
標準確認文書	自治体の指導監査担当職員	「児童館職員の研修」について、研修・訓練計画だけではなく、実施記録も提出を求めるのがよいのではないか。
標準確認文書	自治体の指導監査担当職員	「安全計画」について、文書確認に加え、現場確認も行うべきだと考える。
標準確認文書	児童館職員	「職員体制」等の標準確認文書となっている職員台帳について、何を確認するための文書なのかわからず迷った。
標準確認文書	児童館職員	「児童館活動及び運営に関する業務」の標準確認文書となっている事業計画書、活動計画書について、文書名だけでは求められる内容がわからなかった。
標準確認文書	児童館職員	「安全計画」の標準確認文書となっている安全点検簿について、日次/月次/業者点検のいずれを用意すべきかわからなかった。
標準確認文書	児童館職員	以下の理由により、準備に手間取る文書があった。 ①児童館で用いている名称と、指導監査基準案内の名称が異なる ②どの粒度の文書を用意すべきかが不明瞭である したがって、各標準確認文書の提出を求める意図の記載があると、文書の準備負担が軽減されると考える。
標準確認文書	児童館職員	標準確認文書として記載するほどではないものの、監査の際に手元にあった方が回答しやすい文書も、指導監査基準案に記載があるとよい。(例：日報、月報、年間報告、イベントカレンダー等、日常の活動がわかる文書)
その他	児童館職員	関連する様式や模範事例が記載されていると、児童館としての改善方法が分かりやすく参考になる。

5. 運用ハンドブックの作成

本章では、運用ハンドブックの概要及び構成について掲載する。なお、詳細は付録3「児童館に対する行政指導監査ハンドブック」を参照されたい。

(1) 運用ハンドブックの概要

運用ハンドブックの作成目的、想定読者等の概要は以下のとおり。

作成目的

主に児童館の指導監査を初めて担当する職員に向けて、指導監査の概要や、指導監査基準の補足的事項を伝えること

想定読者

児童館への指導監査を行う都道府県等の職員（特に、初めて監査業務を行う自治体職員）

想定される活用方法

指導監査前の事前学習や、監査中・監査後判断に迷った際に閲覧されることを想定

想定される普及方法

こども家庭庁を通じ、都道府県等の指導監査担当部署に配布することを想定

(2) 運用ハンドブックの構成

運用ハンドブックの目次は図表 19 のとおり。

このうち、第5章「指導監査基準の各項目について」には、指導監査基準案の各項目の補足説明として、着眼点の確認すべき取組例や、関連する通知・ガイドライン等を記載した。

図表 19 運用ハンドブック 目次

1. 本ハンドブックの位置づけ
2. 児童館に関する基礎理解
3. 児童館に対する行政指導監査の概要
 3. 1. 目的
 3. 2. 根拠法令
 3. 3. 対象
 3. 4. 方式および回数
4. 指導監査の事前準備
 4. 1. 実施計画の策定
 4. 2. 指導監査班の編成
 4. 3. 児童館への事前通知
 4. 4. 留意事項
5. 指導監査基準の各項目について
6. 指導監査後の対応
 6. 1. 講評及び指示等
 6. 2. 指導監査の復命
 6. 3. 指導監査結果の検討及び措置
 6. 4. 指導監査結果の指示および確認

6. まとめ

本章では、本事業の成果及び今後の課題について掲載する。

(1) 本事業の成果

本事業では、令和6年に改正された児童館ガイドラインをはじめとする児童館関係の法令・通知の内容を基礎として、指導監査基準案を作成した。今後、こども家庭庁において、本事業で作成した指導監査基準案を参考資料の1つとして、標準となる指導監査基準を策定することにより、児童館の質の担保とともに、自治体における指導監査の効率的な運用、自治体及び事業者の双方の負担軽減につながると考えられる。

また、本事業において作成した、指導監査の概要、指導監査基準の補足的事項等を記載した運用ハンドブックは、自治体職員の指導監査前の事前学習や指導監査当日の円滑な実施に資すると考えられる。

(2) 今後の課題

本事業の成果物に係る今後の課題として、運用ハンドブックの記載の拡充が挙げられる。特に、各指導監査項目に対応する取組例について、本事業においては、プリテスト及び検討委員会で挙げた例や、既存資料から得られた限られた例のみを掲載した。今後、新たな指導監査基準に基づく指導監査の中で全国の児童館における取組例が収集され、運用ハンドブックに書き加えられることにより、運用ハンドブックの有用性が高まると考えられる。

本事業の検討委員会においては、「令和6年に改正された児童館ガイドラインの内容が指導監査基準に反映されることで、同内容が自治体職員や児童館職員に浸透していくのではないか」との意見が聴かれた。こどもの権利、こどもの居場所づくりをはじめ、近年重要なテーマとなっている内容が、新たな指導監査基準に基づく指導監査を通じ、全国の自治体及び児童館に浸透することが期待される。

付録

付録1 指導監査基準案

児童館の指導監査基準（事務局案）

【本シートの構成】

- ・着眼点（F列）：監査時の質問事項に相当
- ・具体的内容（F列）：上記着眼点の具体的内容
- ・判断基準（H列）：指示または助言を行う基準
- ・標準確認文書（H列）：着眼点を確認するための、標準的な文書
- ・評価区分（I列）：「評価区分案」に記載のとおり

NO	種	節	着眼点	具体的内容	関連法令等	判断基準	標準確認文書	評価区分
1	児童館の活動内容	遊びによるこどもの育成	こどもが心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにする遊びを援助する取組を行っているか。 こどもが集団を形成して、自ら遊びを作り出した遊びを選択したりできるような取組を行っているか。 また、18歳未満のすべてのこどもを対象とし、乳幼児、小学生、中高生世代それぞれが遊べる環境となっているか。	【児童館ガイドライン第4章1関連】 (1) こどもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、こどもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。 (2) 児童館は、こどもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、こどもが自ら遊びを作り出した遊びを選択したりすることを大切にすること。 (3) こども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。 【局長通知1(3)ウ関連】 (1) 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。 (2) 児童の体力、活動力を涵養するための運動遊びや情操を高めるための劇遊び等を行うよう配慮すること。 (3) 遊びを通して、安全に関する注意力、危険回避能力の養成等、事故防止のための指導を行うよう配慮すること。 (4) 幼児及び学童の集団指導は、その指導の担当者を定め、組織的、継続的に行うよう配慮すること。	設備運営基準第39条 設備運営要綱第2の1 局長通知1(1)ア、1(2)、1(3)ウ、2(2) 児童館ガイドライン第1章2、第4章1	こどもが心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにする遊びを援助する取組を行っていない。 こどもが集団を形成して、自ら遊びを作り出した遊びを選択したりできるような取組を行っていない。 または、18歳未満のすべてのこどもを対象とし、乳幼児、小学生、中高生世代それぞれが遊べる環境となっていない。	広報物（通信やSNS、HP等） 聞き取り	C
2	児童館の活動内容	こどもの居場所の提供	こどもが安心して過ごせる居場所となるよう、環境（時間、空間、職員配置、事業内容等）整備を行っているか。 また、こどもの自発的な活動を尊重し、必要に応じた援助を実施しているか。	【児童館ガイドライン第4章2関連】 (1) 児童館は、こどもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、こどもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。 (2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、開館時間等について、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。 (3) 児童館は、災害発生直後には、地域のこども一時的な安全確保の場となることが求められる。その後、被災した地域のこどもの居場所・遊び場として機能するよう努めること。その際には、地域住民等との協働により、持続可能な活動を自指すこと。 (4) こどもの多様なニーズを踏まえ、オンラインやSNSを活用した相談や交流等、新たな居場所づくりを検討すること。 (5) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。 (6) 児童館は、こどもの居場所づくりにおけるコーディネーターとしての役割が期待されているため、地域住民等が行うこどもの居場所づくりについて、情報収集や動員、連携した取組の実施等を行うことを検討すること。その際、児童館の施設の利用やプログラムの提供等も考えられる。	児童館ガイドライン第4章2	こどもが安心して過ごせる居場所となるよう、環境（時間、空間、職員配置、事業内容等）整備を行っていない。 または、こどもの自発的な活動を尊重し、必要に応じた援助を実施していない。	聞き取り	C
3	児童館の活動内容	こどもの権利や意見を尊重した活動の実施	保護者とこどもが、こどもの権利を理解できるような環境や機会を設けているか。 また、こどもの意見形成および意見表明の支援ならびに意見聴取を行い、意見反映に努めているか。	【児童館ガイドライン第4章3関連】 (1) 児童館の活動や地域の行事、多様な社会的活動にこどもが参加・参画して自由に意見を述べるができるようにすること。 (2) こどもの話し合いの場を計画的に設け、こども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。 (3) こどもたちが日常の遊びや生活の中で、こどもの権利を理解できるような環境や機会を設けること。また、保護者とこどもがともにこどもの権利について学ぶことができるように努めること。 (4) こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、意見形成への支援・意見聴取を行い、意見反映に努めること。 (5) こどもの自発的な活動を継続的に支援し、こどもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。	こども基本法第11条 児童館ガイドライン第4章3	保護者とこどもが、こどもの権利を理解できるような環境や機会を設けていない。 または、こどもの意見形成および意見表明の支援ならびに意見聴取を行い、意見反映に努めていない。	聞き取り	C

4	児童館の活動内容	配慮を必要とする子どもへの対応	障害のある子ども、社会的・文化的な困難を抱える子ども等の受入体制があるか。 また、福祉的な課題がある子どもへの、関係機関と連携した適切な対応体制があるか。	【児童館ガイドライン第4章4関連】 (1) 障害のある子どもへの対応は、障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境について配慮すること。 (2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。 (3) 子どもの間でもいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。 (4) 子どもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会等で協議するなど、適切に対応することが求められること。 (5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。 (6) ともに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校、要保護児童対策地域協議会、その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な機関や居場所等につなぐ等の支援を行うこと。 (7) 障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めること。 (8) インクルージョン（包容・参加）の観点から障害のある子どもや、社会的・文化的な困難を抱える子ども等へ必要な配慮を行うこと。	児童福祉法第21条の10の5 児童虐待防止法第5条第1項 児童館ガイドライン第4章4	障害のある子ども、社会的・文化的な困難を抱える子ども等の受入体制がない。 また、福祉的な課題がある子どもへの、関係機関と連携した適切な対応体制がない。	聞き取り	C
5	児童館の活動内容	子育て支援の実施	子どもと保護者の交流の場の提供、子育てへの不安や課題に対する関係機関と連携した支援等、子育て中の保護者への支援活動を実施しているか。 関係機関と連携し、地域の子育て支援ニーズを把握するとともに、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めているか。	【児童館ガイドライン第4章5関連】 (1) 保護者の子育て支援 ① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。 ② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。 ③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。 ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。 (2) 乳幼児支援 ① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。 ② 子育て支援活動の実施に当たっては、子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的に実施することにより、子どもと保護者の関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなど主体的に運営できるように支援すること。 (3) 地域の子育て支援 ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。 ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。 ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。	児童福祉法第56条の6第3項 児童虐待防止法第5条第5項 局長通知1(1)ウ 児童館ガイドライン第4章5	子どもと保護者の交流の場の提供、子育てへの不安や課題に対する関係機関と連携した支援等、子育て中の保護者への支援活動を実施していない。 保護者と協力して乳幼児を対象とした支援活動を実施していない。 関係機関と連携し、地域の子育て支援ニーズを把握するとともに、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めている。	聞き取り	C
6	家庭・学校・地域等との連携	家庭との連携	子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭や関係機関等と連絡をとり適切な支援を行っているか。 また、支援の際は必ず記録をとり職員間で共有を図っているか。	【児童館ガイドライン第8章1関連】 (1) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。 (2) 子どもの発達や家庭環境等の面で援助が必要などにも、家庭とともに、学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。 (3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようにすること。	児童福祉法第56条の6第3項 設備運営基準第40条 児童館ガイドライン第8章1	子育て支援や家庭への連絡を行っていない、または支援の際に記録をとり職員間で共有を図っていない。	聞き取り	C
7	家庭・学校・地域等との連携	学校との連携	学校と適切な情報交換を行うとともに、子どもの安全管理上の問題等が発生した場合の連絡体制を整えているか。	【児童館ガイドライン第8章2関連】 (1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。 (2) 災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。 (3) 児童館や学校での子どもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。	児童館ガイドライン第8章2	学校と適切な情報交換を行っていない、または子どもの安全管理上の問題等が発生した場合の連絡体制を整えていない。	聞き取り	C

8	施設・学校・地域等との連携	地域及び関係機関等との連携	<p>地域の健全育成の環境づくりに努めているか。地域及び関係機関等との連携を図っているか。また、児童館を利用することもや地域住民等がボランティア等として活動できるよ、育成と支援を行っているか。</p>	<p>【児童館ガイドライン第4章6関連】 (1) NPO、関係機関等と連携を図り、こどもの権利に関する情報提供等の啓発に努める。 (2) 児童館の活動内容を広報するとともに、地域の様々なこどもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。 (3) 児童館を利用することもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。 (4) こどもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、児童館等を拠点とする地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。 (5) 地域の児童遊園や公園、こどもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。</p> <p>【児童館ガイドライン第4章7関連】 (1) 児童館を利用することもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。 (2) 児童館を利用することもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、大人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。 (3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。 (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受け入れなどに努めること。</p> <p>【児童館ガイドライン第8章3関連】 (1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。 (2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。 (3) こどもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、児童館等を拠点とする地域組織活動、各種ボランティア団体等地域のこどもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。 (4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。 (5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室等の地域学校協働活動との連携を図ること。 (6) 地域及び関係機関等とのネットワークを活用し、地域におけるこどもの居場所づくりの取組をコーディネート（情報収集・発信や調整等）することに努めること。</p>	<p>児童福祉法第56条の6第3項 設備運営基準第5条第2項 設備運営要綱第2の1 局長通知1(1)イ、エ、(3)オ こ成事第175号通知(1)の第2の1の(11) 児童館ガイドライン第4章6・7、第8章3</p>	<p>地域の健全育成の環境づくりに努めていない。 地域及び関係機関等との連携を図っていない。 または、児童館を利用することもや地域住民等がボランティア等として活動できるよ、育成と支援を行っていない。</p>	聞き取り	C
9	児童館の職員	職員体制	<p>児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を置いているか。</p>	<p>【設備運営基準第38条第2項関連】 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 保育士（特任法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者 三 社会福祉士の資格を有する者 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学の入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの 五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設を設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 （当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>【児童館ガイドライン第6章3(6)①関連】 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じてその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。</p>	<p>設備運営基準第38条 設備運営要綱第2の3(2)、第3の3の(2)、第4の1の(3)のイ、第4の2の(3)のイ、第4の3 こ成事第175号通知(1)の第2の1の(4)(5) 児童館ガイドライン第6章3(6)①</p>	<p>児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を置いていない。</p>	「児童の遊びを指導する者」の配置状況が分かる書類（職員台帳、履歴書、資格証の写し等）	A

10	児童館の職員	児童館活動及び運営に関する業務	以下の業務を実施しているか。 (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。 (2) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。 (3) 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。 (4) 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。 (5) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。 (6) 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。 (7) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。	設備運営基準第5条第2項 児童館ガイドライン第5章1	(1)～(7)のいずれかの業務を行っていない。	事業計画書 活動計画書 職員間での打合せや引継ぎ、業務の実施状況等の記録（会議録、日誌等） 施設の管理状況の記録（安全点検簿等） 広報物（通信やSNS、HP等）	C	
11	児童館の職員	館長の職務	館長あるいは、館長が配置されていない場合は施設の運営管理に責任を有する者を配置しているか。 また、上記の者は以下の業務を実施しているか。 (1) 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。 (2) 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。 (3) 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。 (4) 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。 (5) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。 (6) 必要に応じ子どもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。	【ご成事第175号通知(1)の第2の1の(6)関連】 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむを得ない他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。	設備運営基準第40条 ご成事第175号通知(1)の第2の1の(6) 児童館ガイドライン第5章2	館長あるいは、館長が配置されていない場合は施設の運営管理に責任を有する者を配置していない。 館長が(1)～(6)のいずれかの業務を行っていない。	職務分掌表 聞き取り	C
12	児童館の職員	児童館の職場倫理	職員が、倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守するための取組を行っているか。	【児童館ガイドライン第5章4関連】 (1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。 (2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。 ① 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。 ② 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱いの禁止に関すること。 ③ 子どもの身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。 ④ 個人情報取扱とプライバシーの保護に関すること。 ⑤ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。 (3) 子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。 (4) 明文化された児童館職員の倫理規範を持ち、利用者に公開すること。	設備運営基準第5条第1項、第7条 児童館ガイドライン第5章4	職員が、倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守するための取組を行っていない。	職員が尊重すべき倫理規範を定めた規程（運営管理規程、職員倫理規程等） 聞き取り	A
13	児童館の職員	児童館職員の研修	児童館の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上のために、職員に研修の機会を確保しているか。	【児童館ガイドライン第5章5関連】 (1) 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努める必要がある。 (2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。また、職員による子どもの権利に関する学習の機会を保障することに努める。 (3) 研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。	設備運営基準第7条の2 ご成事第175号通知(1)の第2の2の(3) 児童館ガイドライン第5章5	児童館の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上のために、職員に研修の機会を確保していない。	研修計画 研修記録 聞き取り	A
14	児童館の職員	職員の確保及び定着化	職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。	【ご成事第175号通知(2)の第2の2の(3)関連】 (1) 職員の計画的な採用に努めているか。 (2) 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。	社会福祉法第90条第1項、第91条 ご成事第175号通知(1)の第2の2の(4)、(2)の第2の2の(3)	職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいない。	聞き取り	C

15	児童館の運営	設備	建物内に必要な設備・備品を備えているか、また、建物の広さは規定の広さ以上であるか。	<p>【児童館ガイドライン第6章1、設置運営要綱第2の3の(1)関連】</p> <p>(1) 集会所、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。</p> <p>① 静養室及び放課後児童クラブ室等</p> <p>② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要スペースと備品等</p> <p>③ こどもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等</p> <p>(2) 乳幼児や障害のあるこどもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。</p> <p>(3) 建物の広さは、原則として、217.6平方メートル以上（都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等（以下「都市部特例」という。）においては、163.2平方メートル以上）とし、適当な広場を有すること。</p> <p>ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、185.12平方メートル以上（都市部特例においては、138.84平方メートル以上）として差し支えないこと。</p> <p>【局長通知2(3)関連（児童センター）】</p> <p>(1) 運動遊び用の器材は、効果的な体力増進を図るために必要な遊具、用具等であって屋内・屋外において使用する固定又は移動式のものとし、児童の発達段階に応じた適当な遊びの種類に見合う器材を整備すること。</p> <p>また、大型児童センターにおいては、文化、芸術、スポーツ及び社会参加活動等の諸活動に必要な備品等を整備すること。</p> <p>なお、器材の整備に当たっては、体力増進指導に関する専門家の意見を徴する必要があること。</p> <p>(2) 運動技能等を把握するための調査票等の整備を行うこと。</p> <p>【設置運営要綱第4の1の(3)のア関連（大型児童館）】</p> <p>小型児童館に求められる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。</p> <p>(1) 建物の広さは、原則として、2,000平方メートル以上とし、適当な広場を有すること。</p> <p>(2) 必要に応じて研修室、展示室、多目的ホール、キヤラー等を設けるほか、移動型児童館用車両を備えること。</p>	設備運営基準第5条第4項、第37条 設置運営要綱第2の3の(1)、第3の3の(1)、第4の1の(3)の ア、第4の2の(3)の ア 局長通知2(3)ア 児童館ガイドライン第6章1	建物内に必要な設備・備品を備えていない、または、建物の広さが規定の広さ以上でない。	平面図 備品管理表	A
16	児童館の運営	利用するこどもの把握・保護者との連絡	利用するこどもの把握、児童館でのケガや体調不良等に関する保護者への連絡を行っているか。	<p>【児童館ガイドライン第6章3(2)関連】</p> <p>(1) 児童館を利用するこどもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなど把握に努めること。</p> <p>(2) 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。</p>	設備運営基準第40条 設置運営要綱第2の3の(3)のイ 局長通知1(3)イ 児童館ガイドライン第6章3(2)	利用するこどもの把握、児童館でのケガや体調不良等に関する保護者への連絡を行っていない。	受付簿、利用者カード 登録簿 緊急時連絡票	A
17	児童館の運営	運営協議会等の設置	運営協議会等を設置し、定期的に開催しているか。	<p>【児童館ガイドライン第6章3(3)関連】</p> <p>(1) 児童館活動の充実を図るため、こどもの他、児童委員、社会福祉協議会、児童館等を拠点とする地域組織活動等の地域組織の代表者、学識経験者、学校教職員、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。</p> <p>(2) 運営協議会等は、年間を通して定期的に開催する他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催すること。</p> <p>(3) こどもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、こどもが参加しやすい環境づくりに努めること。</p>	設置運営要綱第2の3の(3)のウ 局長通知1(3)ア 児童館ガイドライン第6章3(3)	運営協議会等を設置していない、または定期的に開催していない。	運営協議会名簿 会議録	C
18	児童館の運営	運営管理規程と法令遵守	具体的内容(1)に記載の重要事項に関する運営管理規程を定めているか。 また、運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、組織的に取り組んでいるか。	<p>【児童館ガイドライン第6章3(4)関連】</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針、利用するこどもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、こどもや保護者の人権への配慮、こどもの権利擁護（事業等において児童虐待等が行われた際の対応を含む）、守秘義務、個人情報等の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。</p> <p>(2) 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。</p> <p>① こどもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重とこどもの権利擁護</p> <p>② 虐待等のあるこどもの心身に有害な影響を与える行為の禁止</p> <p>③ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止</p> <p>④ 業務上知り得たこどもや家族の秘密の守秘義務の遵守</p> <p>⑤ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護</p> <p>⑥ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築</p> <p>⑦ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上</p> <p>⑧ 事業の社会的責任や公共性の自覚</p>	設備運営基準第5条第1項、第9条、第9条の2、第13条、 第14条の2 設置運営要綱第2の3の(3)のイ ご成事第175号通知(1)の第2の1の(2) 児童館ガイドライン第6章3(4)	具体的内容(1)に記載の重要事項に関する運営管理規程を定めていない。 または、運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、組織的に取り組んでいない。	「具体的内容(1)に記載の重要事項を定めた規程（運営管理規程、自治体の条例等） 聞き取り	A
19	児童館の運営	帳簿	施設運営に必要な帳簿は整備されているか。	<p>【設置運営基準第14条関連】</p> <p>児童福祉施設には、職員、財産及び収支を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>	設備運営基準第14条 ご成事第175号通知(1)の第2の1の(3)	施設運営に必要な帳簿が整備されていない。	職員、財産及び収支を明らかにする帳簿（職員台帳、財産目録、予算書・決算書等）	A
20	児童館の運営	要望、苦情への対応	要望や苦情を受け付ける窓口（担当者）・苦情解決責任者・第三者委員を設け、苦情が迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作っているか。	<p>【児童館ガイドライン第6章3(5)関連】</p> <p>① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、こどもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。</p> <p>② 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。</p> <p>【設置運営基準第14条の3第4項関連】</p> <p>児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	設備運営基準第14条の3第1項、第4項 児童館ガイドライン第6章3(5)	要望や苦情を受け付ける窓口（担当者）・苦情解決責任者・第三者委員を設けず、苦情が迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作っていない。	苦情処理規程	C

21	児童館の運営	適切な会計経理	会計経理が適切に行われているか。	【ご成事第175号通知(2)の第2の1の(2)関連】 (1) 他の会計間の貸借が適正に行われているか。 (2) 現金、預金等の保管が適正に行われているか。 (3) 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。	ご成事第175号通知(2)の第2の1の(2)	会計経理が適切に行われていない。	経理規程 予算書・決算書 各帳簿	C
22	子どもの安全対策・衛生管理	安全計画	安全計画を策定しているか。 また、当該安全計画に従い、以下の各種点検、マニュアルの策定、訓練実施、研修・講習の受講等の必要な措置を講じ、定期的な見直しをすることとしているか。 施設・設備の安全点検、事故防止マニュアル、防災マニュアル、救急対応マニュアル、不審者対応時マニュアル、児童への安全指導、避難訓練等、その他の訓練、職員への研修・講習	【設備運営基準第6条の3関連】 (1) 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 (2) 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	設備運営基準第5条第5項、第6条、第6条の3、第6条の4、第10条第1・2・5項 ご成事第175号通知(1)の第2の1の(8)、(1)の第2の3、(2)の第2の3 児童館ガイドライン第7章1、3、4(1)(2)(3)、5	安全計画を策定していない。 当該安全計画に従い各種点検、マニュアルの策定、訓練実施、研修・講習の受講等の必要な措置を講じていない、または定期的に見直していない。	安全計画 施設・設備の安全点検簿 事故防止マニュアル（館外活動、バス送迎、降雪等必要に応じ策定しているもの含む） 防災マニュアル 救急対応マニュアル 不審者対応時マニュアル 児童への安全指導記録 避難訓練等記録 その他の訓練記録（119番通報、救急救命対応、不審者対応、非常時対応等） 安全に係る職員への研修・講習聞き取り（定期的な見直しの見直し等）	A
23	子どもの安全対策・衛生管理	防災設備の整備	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けているか。	【ご成事第175号通知(1)の第2の3のA関連】 消防法令に基づきスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備を整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的な点検が行われているか。 【ご成事第175号通知(2)の第2の3の(1)関連】 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。	設備運営基準第6条 ご成事第175号通知(1)の第2の3のA、(2)の第2の3の(1)	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けていない。	平面図 備品管理表 現場確認	B
24	子どもの安全対策・衛生管理	感染症対策等	感染症等の発生時の対応について、児童館としての対応方針を定めているか。	【児童館ガイドライン第7章3関連】 (1) 感染症等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。また、業務継続計画を定めておくことが望ましい。なお、子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。 (2) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。	設備運営基準第9条の3、第10条第2項 児童館ガイドライン第7章3	感染症等の発生時の対応について、児童館としての対応方針を定めていない。	関連マニュアル	B
25	子どもの安全対策・衛生管理	衛生管理	施設・設備等の衛生管理を行っているか。	【児童館ガイドライン第7章5関連】 (1) 子どもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。 (2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮すること。	設備運営基準第5条第5項、第10条 児童館ガイドライン第7章5	施設・設備等の衛生管理を行っていない。	現場確認 聞き取り	A
26	大型児童館の機能・役割		小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内児童館の連絡調整・支援、広域的・専門的健康育成活動の展開を行っているか。	【児童館ガイドライン第9章関連】 (1) 県内児童館の連絡調整・支援 ① 県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。 ② 県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。 ③ 県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。 ④ 県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと。 ⑤ 県内児童館等を拠点とする地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置くこと。 ⑥ 大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと。 (2) 広域的・専門的健康育成活動の展開 ① 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓蒙に努めること。 ② 広域的・専門的健康育成活動の展開 ① 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くの子どもが遊びを体験できるように普及を図ること。 ② 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。 ③ 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、情報公開の上、計画的に活用すること。 ④ ホールやチャペルなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、子ども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。 ⑤ 災害発生時には、県内児童館やこどもの居場所、遊び場に対する支援を行うこと。都道府県域内の支援ネットワークづくりや県内児童館のない地域での遊びの提供、被災した子どもや保護者の保護等を検討すること。 ⑥ 県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓蒙に努めること。	設備運営要綱第4の1の(1)、第4の1の(3)のウ、第4の2の(1)、第4の2の(3)のウ、第4の3局長通知3(1)ア・ウ、3(2)ア・エ 児童館ガイドライン第9章	小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内児童館の連絡調整・支援、広域的・専門的健康育成活動の展開を行っていない。	聞き取り	C

評価区分案

評価区分	説明	指導形態
A	遵守していない場合、法令に対する違反となる事項	文書指示事項とし、期限を定めて改善報告書の提出を求める
B	遵守していない場合、水準向上のために助言が必要な事項のうち、特に利用者の生命等に関わる重要な事項	口頭指示事項とし、改善報告書の提出は求めない
C	遵守していない場合、水準向上のために助言が必要な事項	助言指導を行う

法令・通知等の略称一覧

No.	関係法令及び通知等	種別	略称
1	(昭和26年3月29日法律第45号) 社会福祉法	法律	社会福祉法
2	(昭和22年12月12日法律第164号) 児童福祉法	法律	児童福祉法
3	(平成12年法律第82号) 児童虐待の防止等に関する法律	法律	児童虐待防止法
4	(令和4年法律第77号) こども基本法	法律	こども基本法
5	(平成26年法律第98号) アレルギー疾患対策基本法	法律	アレルギー疾患対策基本法
6	(昭和23年厚生省令第63号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	省令	設備運営基準
7	(令和6年12月3日こ成環第300号) 児童館ガイドラインの改正について	国通知	児童館ガイドライン
8	(平成24年5月15日厚生省発児第123号) 児童館の設置運営について	国通知	設置運営要綱
9	(平成16年3月26日児発第967号) 児童館の設置運営について	国通知	局長通知
10	(令和7年3月21日こ成事第175号、こ支総第50号) 児童福祉行政指導監査の実施について (通知)	国通知	こ成事第175号通知

付録2 既存の指導監査基準の項目整理・分析表

既存の指導監査基準の項目整理・分析表

※1 C～E列は最も項目が細かく記載されている市の指導監査基準をベースに、他自治体の項目を追加しています
 ※2 G～J列は、当該小項目の内容が各自治体の指導監査基準に存在している場合に○をつけています（文言レベルでの差異は考慮していません）

大項目	中項目	小項目	観点の例（原則として市より引用）	α県	β県	γ県	δ市	当該項目の児童館 ガイドラインの記載 有無	当該項目の児童福 祉施設指導監査の 記載有無	関係法令等 ※各自治体が定める条例を除く
運営	児童館の理念・目的等	理念・目的	児童館の理念及び目的に沿った事業を実施しているか。	○			○	○		(1)児童館ガイドライン第1章1、2 (2)設置運営要綱第1_1 (3)設運基第5条
施設	児童館の理念・目的等	施設の特徴	拠点性を有しているか。				○	○		児童館ガイドライン第1章3(1)、(3)
運営	児童館の理念・目的等	社会的責任	子どもの人権に十分に配慮し、人格を尊重しているか。				○	○		児童館ガイドライン第1章4
運営	児童館の運営及び利用	開館日・開館時間	開館日・開館時間を地域の実情に合わせて設定しているか。	○	○	○	○	○		(1)児童館ガイドライン第6章3(1) (2)設置運営要綱第2_3_(3)_F (3)局長通知1(3)I
運営	児童館の運営及び利用	対象児童	すべての児童を対象としているか。主に指導の対象となる児童は、概ね3歳以上の幼児、小学校1年～3年の少年及び昼間保護者のいない家庭等で児童健全育成上指導を必要とする学童としているか。	○	○					(1)局長通知 (2)設運基第14条
運営	児童館の運営及び利用	運営協議会の設置	運営協議会等を設置しているか。	○	○	○	○	○		(1)児童館ガイドライン第6章3(3) (2)設置運営要綱第2_3_(3)カ (3)局長通知1(3)フ
運営	児童館の運営及び利用	児童館活動及び運営に関する業務	事業計画、活動計画を作成しているか。				○	○		児童館ガイドライン第5章1(1)～(6)
運営	児童館の運営及び利用	職員会議	職員会議を適切に開催し、職員間で情報共有が図られているか。				○	○		児童館ガイドライン第5章1(4)
運営	規程及び帳簿の整備	重要事項に関する規程	重要事項に関する運営管理規程を設けているか。	○	○	○	○	○		(1)児童館ガイドライン第6章3(4)① (2)設置運営要綱第2_3_(3)_I (3)設運基第13条
運営	規程及び帳簿の整備	就業規則等の整備	常時10人以上の職員を使用する場合に、就業規則等を作成しているか。	○			○		○	(1)労基法第36条、第89条、第90条、第92条、第106条他 (2)男女雇用機会均等法第6～9、12、13条
運営	規程及び帳簿の整備	帳簿の整備	職員の名簿、履歴書、出勤簿、貸金台帳、業務分掌、会議録などの帳簿が整備されているか。	○	○		○	○	○	(1)児童館ガイドライン第5章1(5)(6)、第6章3(2)① (2)設運基第14条 (3)働基法第107条～第109条
運営	職員の状況	職員配置及び資格	児童の遊びを指導する者を2人以上配置しているか。	○	○	○	○	○	○	(1)児童館ガイドライン第6章3(6)①② (2)設置運営要綱第2_3_(2) (3)設運基第38条
運営	職員の状況	職員の職務	館長の職務が適正に行われているか。	○			○			(1)児童館ガイドライン第5章2、3 (2)[社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について]（547.5.17 社庶第83号）（最終改正：H11.3.30） 設運基第13条
運営	職員の状況	事務分掌	特定の職員に事務分掌の偏りがないか。	○			○			設運基第13条
運営	職員の状況	職場倫理	明文化された倫理規範を持ち、尊重し、常に意識し、遵守しているか。	○			○	○		児童館ガイドライン第5章4、第6章(4)②
運営	職員の状況	労働条件の明示	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しているか。	○	○	○	○			(1)労基法第15条第1項、第18条 (2)労基法施行規則第5条第1項～第4項
運営	職員の状況	解雇	解雇の手続きは適正に行われているか。	○						労働基準法第20条
運営	職員の状況	労働時間及び雇用管理等	労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させていないか。また、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させていないか。	○	○		○			(1)労基法第32条、第36条、第37条 (2)短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条、第9条、第14条 (3)最低賃金法第4条第1項、第2項 (4)「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（H29.1.20 厚生労働省）
運営	職員の状況	休憩、休日、休暇	労働基準法第34条及び第35条に基づき、休憩、休日が適正に与えられているか。	○						(1)労働基準法第34条、第35条、第39条、第89条 (2)労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第2条 (3)育児・介護休業法第5条～第10条、第12条、第21条

確認	職員の状況	監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外可申請	労働基準法第41条に基づき、監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外に関する労働基準監督署長の許可を受けているか。	○							労働基準法第41条
確認	職員の状況	社会保険の加入	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に、法令に定める者を除き当該事業所に使用される者が加入しているか。	○			○		○		(1)健康保険法第3条第3項第1号 (2)健康保険法第3条第1項 (3)厚生年金保険法第6条第1項第1号 (4)厚生年金保険法第12条 (5)雇用保険法第5条第1項 (6)雇用保険法第6条 (7)労働者災害補償保険法第3条第1項 (8)児童館ガイドライン第6章(6)②
確認	職員の状況	損害保険への加入	損害保険に加入しているか。(児童安全共済、(社)全国児童館連合会)				○				
確認	職員の状況	各種手当の規定	通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。				○				こ成事第175号通知
確認	職員の状況	職員の確保と定着化	労働条件の改善等に配慮し、職員の定着促進及び離職防止に努めているか。	○	○			○		○	(1)社会福祉法第90条第1項 (2)児童指導員監査要綱別紙1の2の(2)の第2の2の(3) (3)設運基第7条の2
確認	職員の状況	安全衛生管理体制	常時50人以上の労働者を使用する事業場において、衛生管理者が選任され、労働基準監督署に届け出られているか。						○		(1)安衛法第12条第1項、第13条第1項 (2)安衛法施行令第4条、第5条 (3)安衛則第7条第2項、第13条第2項
確認	職員の状況	雇用管理上の措置等	労働者の就業環境が害されないよう、当該労働者からの相談に応じているか。						○		労働施策総合推進法第30条の2
確認	職員の状況	職員の健康診断	常時使用する職員について、雇入時健康診断を適切(時期及び項目)に実施しているか。	○	○	○	○		○	○	(1)安衛法第66条、第66条の3 (2)安衛則第43～47条、第51条 (3)こ成事第175号通知 (4)設運基第12条 (5)「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」(H31.1.31 基発0130第1号他)
確認	職員の状況	ハラスメントの防止	職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)・セクシャルハラスメント(セクハラ)等の防止のための措置を講じているか。また、パワハラ相談等を理由とした不利益な取扱いを行っていないか。	○							(1)労働施策総合推進法第30条の2 (2)男女雇用機会均等法第11条 (3)育児・介護休業法第25条
確認	職員の状況	職員研修	職員に対し研修の機会を確保しているか。	○	○	○	○		○	○	(1)児童館ガイドライン第5章5 (2)社会福祉法 第90条 (3)厚労省告示第289号 (4)設運基第7条の2 (5)こ成事第175号通知
確認	施設・設備の安全管理	施設・設備の状況	建物の広さは基準を満たしているか。	○	○	○	○		○		(1)設置運営要綱第2_3(1)ア、イ、第3_3(1)フ、イ (2)児童館ガイドライン第6章1 (3)児福法施行規則第37条第6項 (4)設運基第37条
確認	施設・設備の安全管理	施設・設備の安全、衛生	施設の構造設備が児童の保健衛生・危害防止に十分配慮されているか。	○	○	○	○		○		(1)児童館ガイドライン第5章1(2) (2)設運基第5条、第10条
確認	施設・設備の安全管理	エレベーターの定期検査	エレベーターの定期検査を行っているか。	○							(1)建築基準法第12条第3項 (2)建築基準法施行細則第7条
確認	施設・設備の安全管理	飲料水等の衛生管理	有効容量10m ³ を超える貯水槽を使用している場合には、水槽の掃除を毎年1回以上行っているか。	○	○			○			(1)水道法第19条、第20条、第22条、第34条の2 (2)水道法施行規則第55条、第56条第1項 (3)設運基第10条 (4)社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について(H18.7.19社援施第116号) (5)社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について(H9.8.8社援施第117号)
確認	施設・設備の安全管理	施設の害虫駆除等	ねずみ、昆虫等の生息調査を6月以内ごとに1回実施し、当該調査結果に基づき必要な措置を講じているか。						○		安衛則第619条第2号
確認	施設・設備の安全管理	施設内の受動喫煙の防止	管理する施設について、禁煙の受動喫煙を防止するために必要な措置を講じているか。						○		健康増進法第30条第1項、2項、4項

確認	非常災害対策	防火管理者	防火管理者を選任しているか。	○	○	○	○			(1)消防法第8条第1項、2項、第8条の3 (2)会福祉施設における防火対策強化 について（S58.12.17社施第121号あて 厚生省社会局施設・児童家庭局企画 課長連名通知） (3)消防法施行令第3条 (4)消防法施行規則第3条の2
確認	非常災害対策	消防計画等	消防計画を作成しているか。	○	○	○	○			(1)消防法第8条 (2)消防法施行規則第3条第1項 (3)設運基第6条
確認	非常災害対策	避難・消火訓練等	避難及び消火訓練を年2回以上行っているか。	○	○	○	○		○	(1)消防法第8条第1項 (2)消防法施行規則第3条第10・11項、第3条 の2、第4条の2の4 (3)安全確保通知 (4)設運基第6条 (5)こ成事第175号通知
確認	非常災害対策	消防用設備	消火器等の消火用具が設置されているか。	○	○	○	○		○	(1)消防法第17条第1項、第17条の3の3 (2)消防法施行令第21～24条、第36条第2項 (3)消防法施行規則第31条の6 (4)設運基6
確認	非常災害対策	消防署立入検査	消防署の立入検査の指示事項について改善して いるか。	○	○					消防法第4条
確認	非常災害対策	避難確保計画	市町村地域防災計画にその名称及び所在地を 定められた施設の所有者又は管理者が、避難の 確保を図るために必要な訓練その他の措置に関す る計画を作成しているか。	○	○	○	○			(1)水防法第15条の3第1項、2項、5項 (2)土砂災害防止法8条の2第1項、2項、5項 (3)設運基第6条 (4)「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設 における避難計画点検マニュアル」（H29.6 厚 生労働省、国土交通省） (5) 社施第102号通知
確認	非常災害対策	防災備蓄	防災用の水・食料等を備蓄しているか。	○			○	○		雇児発0331第1号1（7）
確認	非常災害対策	福祉避難所の指定等	福祉避難所について、制度（又は指定されている こと）を認識しているか。	○						
確認	非常災害対策	業務継続計画	業務継続計画を作成しているか。	○	○	○	○	○		設運基第9条の3
確認	非常災害対策	耐震対策	耐震診断が義務付けられている建築物に該当す る場合、耐震診断が実施されているか。	○						(1)建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14条第1号、第15条第2項、附則第3条 (2)建築物の耐震改修の促進に関する法律施 行令第6条、第8条、附則第2条
確認	非常災害対策	原子力災害対策	原子力災害対策重点区域に所在しているか否か を把握しているか。	○						
確認	非常災害対策	安全計画	安全計画を作成しているか。	○	○	○	○			(1)設運基第6条の3 (2)放課後児童クラブ等における安全計画の策 定に関する留意事項等について」（R4.12.21 厚生労働省事務連絡）
確認	非常災害対策	自動車を行く場合の所在の確認	児童の移動のために自動車を運行するときは、児 童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の 所在を確認しているか。	○	○	○	○	○		設運基第6条の4
確認	非常災害対策	関係機関等との連携	市町村の施設・事業所管課、警察署、子ども相 談センター、保健所等関係機関や民生・児童委 員、地域団体と連絡を取り、連携して情報を共有 できる体制となっているか。	○	○				○	(1)安全確保通知 (2)こ成事第175号通知 (3)「放課後児童クラブ等における安全計画の策 定に関する留意事項等について」（R4.12.21 厚生労働省事務連絡）
確認	事故防止		児童の心身及び生命に関わる重大な事故が前回 監査結果通知時から今回監査結果通知時までの 間に発生していないか。	○	○	○	○	○		児童館ガイドライン第6章3(2)②、第7章1
	交通安全		交通安全指導が実施されているか。	○		○		○		(1)設運基第6条の3 (2)放課後児童クラブ等における安全計画の策 定に関する留意事項等について」（R4.12.21 厚生労働省事務連絡）
確認	防災・防犯対策		防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定してい るか。	○	○	○	○	○	○	(1)児童館ガイドライン第7章4(1)、(3) (2)安全確保通知 (3)こ成事第175号通知
確認	虐待の禁止と防止		職員が児童に対し虐待行為をしていないか。				○			-

措置	苦情対応等		利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しているか。	○	○	○	○	○	(1)児童館ガイドライン第1章4(4)、第6章3(5) (2)設運基第14条の3 (3)「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(H12.6.7付児発第575号)	
措置	秘密保持等		職員が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさぬよう、情報管理が適正に行われているか。	○		○	○	○	(1)児童館ガイドライン第1章4(3)、第6章3(4) (2)個人情報保護法第15～第27条 (3)設運基第14条の2 (4)「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」	
措置	利用者等への情報提供		活動内容を適切に説明するよう努めているか。				○	○	児童館ガイドライン第1章4(2)、第5章1(7)	
措置	業務の質の評価等		自らその行う業務の評価を行い、常に改善を図っているか。	○				○	(1)児童館ガイドライン第5章1(3)、第6章2(2) (2)社会福祉法第78条 (3)「福祉サービス第三者評事業に関する指針について」の全部改正について（H26.4.1雇児発0401第12号他）（最終改正：H30.3.26）	
	暴力団の排除		暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行っていないか。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持っていないか。					○		
児童処遇	子ども理解		子どもの特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めているか。					○	○	児童館ガイドライン第2章
児童処遇	児童館の機能・役割	人権の尊重	児童の人格を尊重して運営を行っているか。					○	○	(1)児童虐待防止法第3条 (2)児童福祉法等改正法 (3)「体罰等によらない子育てのために」(令和2年2月厚労省)
児童処遇	児童館の機能・役割	遊び及び生活を通じた子どもの発達の増進	子どもの発達特性を理解し、継続的な関わりを通して発達の増進に努めているか。			○		○	○	(1)児童館ガイドライン第3章1 (2)設運基第39条 (3)局長通知
児童処遇	児童館の機能・役割	子どもの安定した日常生活支援	子どもの遊びの拠点と居場所を提供し、安定した日常生活を支援しているか。					○	○	児童館ガイドライン第3章2
児童処遇	児童館の機能・役割	子どもと家庭が抱える可能性のある問題の発生予防・早期発見に対応	子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題に対して予防の手立てを講じ、早期発見に努め、問題が発生した場合は専門機関との連携を行っているか。					○	○	児童館ガイドライン第3章3
児童処遇	児童館の機能・役割	子育て家庭への支援	子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育て交流の場を提供しているか。					○	○	児童館ガイドライン第3章4
児童処遇	児童館の機能・役割	体罰によらない子育てに向けた支援	体罰に関する考え方等の普及に努め、施設を利用する保護者が子育てに悩んだときに適切な支援を行っているか。					○	○	(1)児童福祉法等改正法 (2)「体罰等によらない子育てのために」(令和2年2月厚労省)
児童処遇	児童館の機能・役割	子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進	地域組織活動の育成を支援し、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担っているか。			○		○	○	(1)児童館ガイドライン第3章5 (2)局長通知
児童処遇	児童館の活動内容	遊びによる子どもの育成	子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助しているか。	○	○	○		○	○	(1)児童館ガイドライン第4章1 (2)局長通知 (3)設運基第39条
児童処遇	児童館の活動内容	子どもの居場所の提供	子どもが安全に安心して過ごせる環境づくりに努め、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じた援助ができていくか。					○	○	児童館ガイドライン第4章2
児童処遇	児童館の活動内容	子どもが意見を述べる場の提供	子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が尊重されるように努めているか。	○				○	○	(1)児童館ガイドライン第4章3 (2)児童の権利に関する条約第12条 (3)児童福祉法第2条
児童処遇	児童館の活動内容	配慮を必要とする子どもへの対応	障害の有無に関わらず、子どもがお互いに協力しながら活動できるような活動内容や環境に配慮しているか。					○	○	(1)児童館ガイドライン第4章4 (2)児童虐待防止法第6条
児童処遇	児童館の活動内容	子育て支援の実施	子育て支援活動を適切に実施しているか。					○	○	児童館ガイドライン第4章5
児童処遇	児童館の活動内容	地域の健全育成の環境づくり	地域全体で子どもの健全育成を進める環境づくりに努めているか。					○	○	児童館ガイドライン第4章6
児童処遇	児童館の活動内容	ボランティア等の育成と活動支援	ボランティア等として活動に参加できる場の提供を行っているか。			○		○	○	(1)児童館ガイドライン第4章7 (2)局長通知

児童処遇	子どもの安全対策・衛生管理	施設・道具の安全点検・安全管理	安全点検簿やチェックリスト等を設け、毎日点検を実施するとともに、定期点検の記録をとり、改善すべき点には迅速に対応しているか。	○	○	○	○	○	(1)児童館ガイドライン第7章1 (2)安全確保通知 (3)設運基第40条 (4)設運基第6条の3
児童処遇	子どもの安全対策・衛生管理	病気やけがの緊急対応	応急処置等の研修や訓練に参加し必要な知識と技術の習得に努めているか。	○			○	○	(1)児童館ガイドライン第7章1 (2)設運基第10条 (3)放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(R4.12.21厚生労働省事務連絡)
児童処遇	子どもの安全対策・衛生管理	アレルギー対策	アレルギーのある子どもの利用に当たり、保護者と協力して適切な配慮に努めているか。					○	児童館ガイドライン第7章2
児童処遇	子どもの安全対策・衛生管理	感染症対策	感染症発生予防に努め、発生が確認された場合は必要に応じて保健所等に連絡する等、二次感染予防に努めているか。	○	○	○	○	○	(1)児童館ガイドライン第7章3 (2)設運基第10条 (3)「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(H17.2.22 雇児発第0222001号他)
児童処遇	子どもの安全対策・衛生管理	衛生管理	手洗いの励行及び施設・設備の衛生管理や、臨時休憩時の対応について適正に行われているか。			○	○	○	(1)児童館ガイドライン第3章5、第7章5 (2)設運基第10条
児童処遇	児童館と家庭・学校・地域との連携	家庭との連携	必要に応じて、家庭に対し支援を行っているか。	○	○			○	(1)児童館ガイドライン第1章4、第8章1 (2)局長通知 1 (3) 4
	児童館と家庭・学校・地域との連携	家庭との連携	児童の健康につき、必要に応じて保護者に連絡しているか。			○	○		設運基第40条
児童処遇	児童館と家庭・学校・地域との連携	学校との連携	学校と必要な情報交換ができているか。	○	○			○	(1)児童館ガイドライン第8章2 (2)局長通知 1 (3) 4
児童処遇	児童館と家庭・学校・地域との連携	地域及び関係機関との連携	保護者や地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築けるように努めているか。	○			○	○	児童館ガイドライン第8章3
児童処遇	児童館と家庭・学校・地域との連携	地域組織の状況	母親クラブ、子ども会等が組織され、活動しているか。			○	○		局長通知
児童処遇	活動内容等の記録		児童館を利用する子どもについて、住所・氏名・年齢・緊急時の連絡先等の把握をしているか。	○	○	○	○	○	(1)児童館ガイドライン第6章3 (2)局長通知 1 (3) 4 (4)設運基第14条
会計	総則	社会福祉法人会計の基準	社会福祉法人会計基準（以下「会計設運基」という）に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類、その附属明細書及び財産目録を作成しているか。					○	(1)社会福祉法人会計基準第1条第1項、2項 (2)運用上の留意事項1～3 (3)入札契約等の取扱通知
会計	会計帳簿	会計帳簿の作成	会計帳簿として、拠点区分ごとに、仕訳日記帳及び総勘定元帳を書面又は電磁的記録をもって作成し、備え置いているか。					○	(1)社会福祉法人会計基準第3条第2項 (2)運用上の留意事項2
会計	会計帳簿	資産の評価	資産について、会計帳簿に取得価額を付しているか。					○	(1)社会福祉法人会計基準第4条 (2)運用上の留意事項27 (3)運用上の取扱い16、17
会計	会計帳簿	負債の評価	負債について、会計帳簿に債務額を付しているか。					○	(1)社会福祉法人会計基準第5条 (2)運用上の取扱い18
会計	会計帳簿	純資産	基本金に、事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上しているか。					○	(1)社会福祉法人会計基準第6条 (2)運用上の取扱い9、10、11、12 (3)運用上の留意事項9
会計	計算関係書類	各会計年度に係る計算書類	社会福祉法、会計設運基、設置認可等通知及び市取扱要綱に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類（保育事業に係る区分の収支計算書又は損益計算書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表及び現況報告書、各拠点区分に係る収支予算書、収支計算書又は損益計算書（当該収支計算又は損益計算に係る明細書及び内訳表を含む）及び貸借対照表、加えて企業会計による場合は、保育事業に係る借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書）が、作成されているか。					○	(2)社会福祉法人会計基準第7条の2第1項 (1)社会福祉法第45条の27第2項 (3)社会福祉法第59条
会計	計算関係書類	会計の区分	計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けているか。					○	社会福祉法人会計基準第10条
会計	計算関係書類	内部取引	計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をしているか。					○	社会福祉法人会計基準第11条

会計	資金収支計算書	資金収支計算書の資金の範囲	支払資金残高が、流動資産と流動負債の差額となっているか。					○			(1)社会福祉法人会計基準第12条、13条 (2)運用上の取扱い5
会計	資金収支計算書	資金収支計算書の方法	資金収支計算を、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行っているか。					○			(1)社会福祉法人会計基準第14条 (2)運用上の取扱い7
会計	資金収支計算書	資金収支計算書の区分	資金収支計算書が適正な収支区分に区分されているか。					○			社会福祉法人会計基準第15条
会計	資金収支計算書	資金収支計算書の構成	経常的な事業活動による収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載しているか。					○			(1)社会福祉法人会計基準第16条 (2)運用上の留意事項8
会計	資金収支計算書	資金収支計算書の勘定科目	資金収支計算書に記載する勘定科目が、会計設置基別表第1のとおりとなっているか。					○			社会福祉法人会計基準第18条
会計	事業活動計算書	事業活動計算書の方法	事業活動計算が、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行われているか。					○			社会福祉法人会計基準第19条、20条
会計	事業活動計算書	事業活動計算書の区分	事業活動計算書が適正な収支区分に区分されているか。					○			社会福祉法人会計基準第21条
会計	事業活動計算書	事業活動計算書の構成	サービス活動による収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載しているか。					○			社会福祉法人会計基準第21条、22条
会計	事業活動計算書	事業活動計算書の勘定科目	事業活動計算書に記載する勘定科目が、会計設置基別表第2のとおりとなっているか。					○			社会福祉法人会計基準第24条
会計	貸借対照表	貸借対照表の区分	貸借対照表が、資産の部、負債の部、純資産の部に区分され、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分されているか。					○			社会福祉法人会計基準第25条、26条
会計	貸借対照表	貸借対照表の勘定科目	貸借対照表に記載する勘定科目が、会計設置基別表第3のとおりとなっているか。					○			社会福祉法人会計基準第28条
会計	計算書類の注記		計算書類に、拠点区分ごとについて必要な事項を注記しているか。					○			社会福祉法人会計基準第29条第4項
会計	附属明細書		拠点区分の計算書類の附属明細書は適正に作成されているか。					○			社会福祉法人会計基準第30条第1項
会計	予算、経理の状況	予算・決算の状況が分かる書類が整備されているか。						○		○	ご成事第175号通知
会計	予算、経理の状況	利用者負担金の徴収がある場合において、聴衆の処理状況が分かる書類が整備されているか。						○			
会計	予算、経理の状況	書帳簿は、条例施行規則別表で定められた期間保存されているか。						○			
会計	予算、経理の状況	予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。					○			○	ご成事第175号通知
会計	予算、経理の状況	会計経理（全般）	会計経理が適切に行われているか。	○	○					○	(1)ご成事第175号通知 (2)雇児発第488号通知 (3)「社会福祉法人の認可について」 (H12.12.1 障発第 890号他)
会計	予算、経理の状況	現金・預金の管理等	現金・預金の残高管理や通帳・印鑑等の管理は適正か。	○							雇児発第0427第7号通知
会計	予算、経理の状況	入札方法、契約手続等	稟議書等で意思決定の過程が明確になっているか。	○							雇児発第0427第7号通知
会計	予算、経理の状況	運営費（措置費）の運用	積立金の目的外使用がある場合は、理事会の承認、県の承認を受けているか。	○							(1)雇児発第0312001号通知 (2)雇児発第0312002号通知
会計	予算、経理の状況	その他支出	不適切な会計支出がないか。また、不明瞭な出納はないか。	○							雇児発第488号通知

法令・通知等の略称一覧

No.	関係法令及び通知等	種別	略称
1	(平成30年10月1日子発1001第1号) 児童館ガイドラインの改正について	国通知	児童館ガイドライン
2	(平成24年5月15日厚生省発児第123号) 児童館の設置運営について	国通知	児童館の設置運営要綱
3	(平成16年3月26日児発第967号) 児童館の設置運営について	国通知	局長通知
4	(令和7年3月21日こ成事第175号、こ支総第50号) 児童福祉行政指導監査の実施について (通知)	国通知	こ成事第175号通知
5	(昭和23年12月29日 厚生省令第63号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	省令	設運基
6	(大正11年4月22日法律第70号) 健康保険法	法律	健康保険法
7	(昭和29年5月19日法律第115号) 厚生年金保険法	法律	厚生年金保険法
8	(昭和49年12月28日号外法律第116号) 雇用保険法	法律	雇用保険法
9	(昭和34年4月15日号外法律第137号) 最低賃金法	法律	最低賃金法
10	(昭和26年3月29日法律第45号) 社会福祉法	法律	社会福祉法
11	(昭和47年6月8日法律第57号) 労働安全衛生法	法律	安衛法
12	(昭和47年8月19日政令第318号) 労働安全衛生法施行令	政令	安衛法施行令
13	(昭和47年9月30日労働省令第32号) 労働安全衛生規則	省令	安衛則
14	(昭和22年4月7日法律第49号) 労働基準法	法律	労基法
15	(昭和22年8月30日号外厚生省令第23号) 労働基準法施行規則	省令	労基法施行規則
16	(昭和22年4月7日法律第50号) 労働者災害補償保険法	法律	労働者災害補償法
17	(平成19年8月28日厚生労働省告示第289号) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針	告示	厚労省告示289号
18	(昭和41年7月21日法律第132号) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	法律	労働施策総合推進法
19	(平成3年5月15日 法律第76号) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	法律	育児・介護休業法
20	(昭和47年7月1日法律第113号) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	法律	男女雇用機会均等法
21	(昭和23年7月24日法律第186号) 消防法	法律	消防法
22	(昭和36年4月1日号外自治省令第6号) 消防法施行規則	省令	消防法施行規則
23	(昭和32年6月15日法律第177号) 水道法	法律	水道法
24	(昭和32年12月14日厚生省令第45号) 水道法施行規則	省令	水道法施行規則
25	(平成27年3月31日雇児発0331第1号) 児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	国通知	雇児発0331第1号
26	(平成14年8月2日法律第103号) 健康増進法	法律	健康増進法
27	(平成12年5月8日法律第57号) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	法律	土砂災害防止法
28	(昭和60年9月21日社施第102号) 社会福祉施設における防災対策の強化について	国通知	社施第102号通知
29	(平成13年6月15日雇児総発第402号) 児童福祉施設等における児童の安全の確保について	国通知	安全確保通知
30	(昭和58年12月17日社施第121号) 社会福祉施設における防火対策強化について	国通知	社施第121号通知
31	(平成29年6月19日国水政第12号) 水防法等の一部を改正する法律の施行について	国通知	国水政第12号通知
32	(昭和22年12月12日法律第164号) 児童福祉法	法律	児童福祉法
33	(令和元年6月26日法律第46号) 児童虐待の防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律	法律	児童福祉法等改正法
34	(平成15年5月30日法律第57号) 個人情報保護に関する法律	法律	個人情報保護法
35	(平成28年3月31日号外厚生労働省令第79号) 社会福祉法人会計基準	省令	社会福祉法人会計基準
36	(平成28年3月31日雇児総発0331第7号) 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について	国通知	運用上の留意事項
37	(平成28年3月31日雇児総発0331第15号) 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて	国通知	運用上の取扱い
38	(平成29年3月29日雇児総発0329第1号) 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	国通知	入札契約等の取扱通知
39	(令和4年3月14日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号) 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について	国通知	雇児発0427第7号通知
40	(平成29年3月29日雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障児発0329第1号、老高発0329第3号) 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	国通知	雇児総発0329第1号通知

41	(令和7年3月31日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号) 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	国通知	雇児発第0312001号通知
42	(令和7年3月31日雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発第0312002号、老計発第0312002号) 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	国通知	雇児福発第0312002号通知
43	(平成30年3月30日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号) 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	国通知	雇児発第488号通知
44	(平成12年6月7日児発第575号) 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	国通知	児発第575号通知

付録3 児童館に対する行政指導監査ハンドブック

(次ページ以降参照)

児童館に対する行政指導監査ハンドブック

令和8年3月

第1.0版

改訂履歴

版数	改訂日	改訂概要
1.0	令和8年3月31日	新規作成

目次

1. 本ハンドブックの位置づけ	1
2. 児童館に関する基礎理解	2
3. 児童館に対する行政指導監査の概要	6
3. 1. 目的	6
3. 2. 根拠法令	6
3. 3. 対象	6
3. 4. 方式および回数	7
4. 指導監査の事前準備	8
4. 1. 実施計画の策定	8
4. 2. 指導監査班の編成	8
4. 3. 指導監査の事前準備	8
4. 4. 留意事項	9
5. 指導監査基準の各項目について	10
5. 1. 児童館の活動内容	11
5. 1. 1. 遊びによるこどもの育成	11
5. 1. 2. こどもの居場所の提供	13
5. 1. 3. こどもの権利や意見を尊重した活動の実施	16
5. 1. 4. 配慮を必要とするこどもへの対応	18
5. 1. 5. 子育て支援の実施	20
5. 2. 家庭・学校・地域等との連携	22
5. 2. 1. 家庭との連携	22
5. 2. 2. 学校との連携	23
5. 2. 3. 地域及び関係機関等との連携	24
5. 3. 児童館の職員	26
5. 3. 1. 職員体制	26
5. 3. 2. 児童館活動及び運営に関する業務	28
5. 3. 3. 館長の職務	29
5. 3. 4. 児童館の職場倫理	30

5. 3. 5. 児童館職員の研修	31
5. 3. 6. 職員の確保及び定着化	32
5. 4. 児童館の運営	33
5. 4. 1. 設備	33
5. 4. 2. 利用するこどもの把握・保護者との連絡	34
5. 4. 3. 運営協議会等の設置	35
5. 4. 4. 運営管理規程と法令遵守	36
5. 4. 5. 帳簿	38
5. 4. 6. 要望、苦情への対応	39
5. 4. 7. 適切な会計経理	40
5. 5. こどもの安全対策・衛生管理	41
5. 5. 1. 安全計画	41
5. 5. 2. 防災設備の整備	43
5. 5. 3. 感染症対策等	44
5. 5. 4. 衛生管理	45
5. 6. 大型児童館の機能・役割	46
6. 指導監査後の対応	48
6. 1. 講評及び指示等	48
6. 2. 指導監査の復命	48
6. 3. 指導監査結果の検討及び措置	48
6. 4. 指導監査結果の指示および確認	48

1. 本ハンドブックの位置づけ

本ハンドブックは、児童館への指導監査を行う都道府県等の職員、特に初めて監査業務を行う職員を主な対象として、指導監査の概要や、指導監査基準の補足的事項を伝えることを目的としています。

指導監査前の事前学習や、実際に指導監査を行う際の参考としていただければ幸いです。

本ハンドブックの構成

- 「2. 児童館に関する基礎理解」、「3. 児童館に対する行政指導監査の概要」には、児童館及び児童館に対する行政指導監査の概要を記載しています。
- 「4. 指導監査の事前準備」には、実施計画の策定や児童館への事前通知等、指導監査前に実施すべき事項を記載しています。
- 「5. 指導監査基準の各項目について」には、指導監査基準の各項目に対する補足的事項として、主に以下の内容を記載しています。
 - 項目の背景、意図
 - 指導監査基準「着眼点」内の用語の解説
 - 指導監査基準「関係法令等」の内容及びその補足
 - 着眼点として確認すべき取組の例
 - 関連する通知等（指導監査基準「関連法令等」に記載がない通知・ガイドライン等）
- 「6. 指導監査後の対応」には、講評及び指示等、指導監査後に実施すべき事項を記載しています。

なお、掲載している法令は、本ハンドブック作成時点のものであり、今後改正等に伴い、修正が発生する可能性があることにご留意ください。

指導監査基準について

指導監査基準は、児童館の特性や、令和6年に改正された「児童館ガイドライン」の内容を反映し、自治体及び事業者の双方の負担軽減と質の担保を意図して作成されています。

指導監査を行う自治体は、指導監査基準を参考として、監査項目等を検討することができます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例¹において独自の内容を設定している場合は、その項目も確認する必要があると考えられます。

また、大型児童館の指導監査においては、小型児童館の監査項目に加え、大型児童館独自の監査項目を付加する必要があると考えられます。

¹ 児童福祉法第45条第1項において、「都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない」とされています。

2. 児童館に関する基礎理解

児童館は、児童福祉法第40条に規定される「児童厚生施設」の1つです。18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的としています（児童館ガイドライン第1章2）。その設置運営は、都道府県、市町村、社会福祉法人等によって行われています。

他の児童福祉施設と大きく異なる点としては、すべての児童が理由を問わず利用できることにあります。これを担保するため、以下のような法令等で規定しています。

児童館に関する法令等の規定内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

第六章 児童厚生施設

（設備の基準）

第37条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

（職員）

第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（後略）

（遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項）

第39条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

（保護者との連絡）

第40条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

児童館の設備や運営に関する基準は都道府県等の条例で定めることとなっており、その際、本基準を参酌等することとなっています。なお、第38条は従うべき基準です。

その他、児童館に関する通知として、以下が挙げられます。

- 児童館ガイドラインの改正について（令和6年12月3日こ成環第300号こども家庭庁成育局長通知）
- 児童館の設置運営について（平成24年5月15日厚生省発児第123号厚生事務次官通知）

- 児童館の設置運営について（平成 16 年 3 月 26 日児発第 967 号厚生省児童家庭局長通知）
- 児童福祉行政指導監査の実施について（通知）（令和 7 年 3 月 21 日こ成事第 175 号、こ支総第 50 号こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知）

児童館の種別²

児童館の種別は、①小型児童館、②児童センター、③大型児童館の 3 つとされています。②児童センターの中には、中学生、高校生等の年長児童の情操を豊かにし、健康を増進するための育成機能を有する大型児童センターがあります。また、③大型児童館はさらに、A 型児童館、B 型児童館の 2 つに区分されます。

【小型児童館】

機能

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものであること。

設備

ア 建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。

ただし、他の社会福祉施設等を併設する場合で、施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用する児童の処遇に支障がない場合には、原則として、遊戯室、図書室及び児童クラブ室以外の設備について、他の社会福祉施設等の設備と共用することができる。

イ 建物の広さは、原則として、217.6 平方メートル以上（都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等（以下「都市部特例」という。）においては、163.2 平方メートル以上）とし、適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、185.12 平方メートル以上（都市部特例においては、138.84 平方メートル以上）として差し支えないこと。

【児童センター】

機能

小型児童館の機能に加えて、遊び（運動を主とする。）を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するものであること。

² 児童館の設置運営について（平成 24 年 5 月 15 日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知）
関連

設備

小型児童館の設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

ア 建物の広さは、原則として、336.6 平方メートル以上、大型児童センターにあっては、500 平方メートル以上とし、屋外における体力増進指導を実施するために要する適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、297 平方メートル以上として差し支えないこと。

イ 遊戯室には、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。

また、大型児童センターにあっては、年長児童の文化活動、芸術活動等に必要な広さを有すること。

ウ 器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材等を整備すること。

また、年長児童の諸活動に資するために必要な備品等を整備すること。

エ 大型児童センターにあっては、必要に応じてスタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備及び社会参加活動の拠点として活用するための設備等を設けること。

【大型児童館（A型児童館）】

機能

小型児童館の機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するものとする。

設備

小型児童館の設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

ア 建物の広さは、原則として、2,000 平方メートル以上とし、適当な広場を有すること。

イ 必要に応じて研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等を設けるほか、移動型児童館用車両を備えること。

【大型児童館（B型児童館）】

機能

B型児童館は、豊かな自然環境に恵まれた一定の地域（以下「こども自然王国」という。）内に設置するものとし、児童が宿泊をしながら、自然をいかした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とした児童館であり、小型児童館の機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するものであること。

設備

小型児童館の設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

また、A型児童館に併設（こども自然王国内に独立して設置する場合を含む。以下同じ。）
する場合には、小型児童館の節に掲げる設備を設置しないことができる。

ア 定員 100 人以上の宿泊設備を有し、建物の広さは、原則として 1,500 平方メートル以上の広さ（A型児童館に併設する場合は厚生労働大臣が必要と認める広さ）を有すること。

なお、障害のある児童の利用にも資する設備を備えること。

イ 宿泊室、食堂・厨房、脱衣・浴室等を設けること。

ウ キャンプ等の野外活動ができる設備を設けること。

エ 必要に応じて、移動型児童館用車両を備えること。

3. 児童館に対する行政指導監査の概要³

3. 1. 目的⁴

指導監査は、都道府県知事が児童福祉行政の実施機関における児童福祉施設についての設備・運営基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものです。

3. 2. 根拠法令

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第46条 都道府県知事は、第四十五条第一項^{*1}及び前条第一項^{*2}の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

※1 第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

※2 第45条の2 内閣総理大臣は、里親の行う養育について、基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

3. 3. 対象

すべての児童館

³ 以下、本章において児童館に対する行政指導監査の内容は「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」（令和7年3月21日こ成事第175号、こ支総第50号こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知）別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参照しています。

⁴ 児童福祉行政指導監査実施要綱「1 指導監査の目的」関連

3. 4. 方式および回数⁵

一般指導監査

児童福祉施設については、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第38条の規定により、原則として、年度ごとに1回以上、実地による検査を行うこととされています。ただし、当該児童福祉施設について、以下のいずれかに該当する場合には、例外的に実地によらず検査させることができます。

① 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合（「その他やむを得ない事由」については、感染症が長期にわたって流行している状況を想定しており、一般指導監査に従事する職員の多忙など、都道府県側の事情は対象とならない。）

② 以下の事項を勘案して実地検査が必ずしも必要でないと認められる場合

- ・前年度の実地検査の結果
- ・その児童福祉施設を設置してからの年数（児童福祉施設を設置してから3年を経過していることを目安とすること）
- ・その児童福祉施設が所在する都道府県における前年度の実地の検査の実施状況（その児童福祉施設が所在する都道府県における前年度の管内の児童福祉施設に対する実地検査の実施率が5割以上であること）

実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表（チェックリスト等）を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないとされています。

また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこととされています。

特別指導監査

特別指導監査は、問題を有する児童福祉施設を対象に必要なに応じて特定の事項について実施することとされています。

⁵ 児童福祉行政指導監査実施要綱「5 指導監査の方式及び回数」関連

4. 指導監査の事前準備

4. 1. 実施計画の策定⁶

指導監査の実施計画は以下のとおりとされています。

- (1) 指導監査の実施計画は、毎年度当初に策定すること。
- (2) 指導監査実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。
- (3) 指導監査の実施時期については、その監査の対象となる実施機関及び児童福祉施設における諸般の事情等を考慮して決定すること。

4. 2. 指導監査班の編成⁷

指導監査の実施に携わる指導監査班は以下により編成するものとされています。

- (1) 指導監査班は、必要に応じて指導監査事項の区分ごとに関係法令及び関係指導指針について十分な知識及び経験を有する者2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は原則として係長以上の職にある者とする。
- (2) 児童福祉施設の入所者の支援内容に関する指導に当たっては、必要に応じて次のア～ウのいずれかの者を参加させる等により適切な指導が可能となる体制を整えること。
 - ア 児童福祉施設の所掌に当たる技術指導職員
 - イ 児童福祉施設職員（元児童福祉施設職員を含む。）
 - ウ その他児童福祉施設内の入所者の支援について知見を有する者

4. 3. 指導監査の事前準備⁸

指導監査の事前準備は以下により行うこととされています。

- (1) 指導監査の実施に当たっては、その対象となる者に対し、その期日、指導監査職員の氏名その他必要な事項を特別な場合を除き事前に通知すること。
- (2) 指導監査職員は、前回の監査結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実効を期すること。
- (3) 指導監査に必要な資料（自主点検表又は自己評価等を徴することとしている場合は、それを含む。）は、あらかじめ整備を行わせること。なお、提出資料等については、過重なものとならないよう配慮し必要なものに限ること。

⁶児童福祉行政指導監査実施要綱「6 指導監査の実施計画の策定」関連

⁷同上「7 指導監査班の編成」関連

⁸同上「8 指導監査の事前準備」関連

なお、実地による検査を行う場合は、指導監査基準「標準確認文書」以外にも児童館の日常の活動状況の理解に資すると考えられる文書（例：日報/月報/年間報告やイベントカレンダー等）の用意をあらかじめ通知することも考えられます。

4. 4. 留意事項⁹

指導監査実施上の留意事項は以下のとおりとされています。

- (1) 指導監査は、公正不偏に指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮すること。
- (2) 指導監査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。
- (3) 児童福祉施設に対する一般指導監査において、実地によらない方法で一般指導監査を行う場合は、書面確認のみではなく、オンライン会議、電話による確認を組み合わせ実施すること。また、実地による一般指導監査となるべく同様の確認ができるよう、実地による検査で確認していたものと同じ書類を確認する、児童福祉施設の職員等に状況を聞き取る、オンライン会議ができない場合には施設・設備等の写真や目視に代わって監査項目を確認するための書類提出を求めるなど、工夫して一般指導監査を行うこと。その上で、実地によらない一般指導監査で疑念が生じた場合等には、速やかに実地の監査に切り替えること。
- (4) 指導監査の結果、問題点を認めたときは、できる限りその発生原因の究明を行うよう努めること。

⁹ 児童福祉行政指導監査実施要綱「10 指導監査実施上の留意事項」関連

5. 指導監査基準の各項目について

【本章の構成】

本章の各項は、指導監査基準の項目に対応しています。

まず、各項の冒頭枠内には、＜着眼点＞及び＜具体的内容＞を記載しています。これらは指導監査基準に記載があるもので、内容は下記のとおりとなっています。

- 着眼点：指導監査時の質問事項に相当
- 具体的内容：上記着眼点の具体的内容

なお、具体的内容においては、法令・通知について、以下のとおり略称を用いています。

法令・通知	種別	具体的内容で用いている略称
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)	省令	設備運営基準
児童館ガイドラインの改正について (令和6年12月3日こ成環第300号こども家庭庁成育局長通知)	国通知	児童館ガイドライン
児童館の設置運営について (平成24年5月15日厚生省発児第123号厚生事務次官通知)	国通知	設置運営要綱
児童館の設置運営について (平成16年3月26日児発第967号厚生省児童家庭局長通知)	国通知	局長通知
児童福祉行政指導監査の実施について(通知) (令和7年3月21日こ成事第175号、こ支総第50号こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知)	国通知	こ成事第175号通知

続いて、枠線の外には各項目の補足的事項として、主に以下の内容を記載しています。

- 項目の背景、意図
- 指導監査基準「着眼点」内の用語の解説
- 指導監査基準「関係法令等」の内容及びその補足
- 着眼点として確認すべき取組の例
- 関連する通知等（指導監査基準「関連法令等」に記載がない通知・ガイドライン等）

5. 1. 児童館の活動内容

5. 1. 1. 遊びによるこどもの育成

<着眼点>

- こどもが心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにする遊びを援助する取組を行っているか。
- こどもが集団を形成して、自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりできるような取組を行っているか。
- また、18歳未満のすべてのこどもを対象とし、乳幼児、小学生、中高生世代それぞれが遊べる環境となっているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第4章1関連】

- (1) こどもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、こどもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。
- (2) 児童館は、こどもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、こどもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- (3) こども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

【局長通知1(3)ウ関連】

- (1) 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。
- (2) 児童の体力、活動力を涵養するための運動遊びや情操を高めるための劇遊び等を行うよう配慮すること。
- (3) 遊びを通して、安全に関する注意力、危険回避能力の養成等、事故防止のための指導を行うよう配慮すること。
- (4) 幼児及び学童の集団指導は、その指導の担当者を定め、組織的、継続的に行うよう配慮すること。

「遊びによるこどもの育成」の例として、以下のような取組等が考えられます。(あくまで一例であり、全児童館が必ず実施すべき事項ではありません)

- 空間や図書、玩具、遊具等をこどもが自由に選択し、安全に遊べる環境整備と支援の実施
 - 設定されたイベントや行事、遊び、体験活動のみならず、自由遊びが実現できているか、休息や何もせずに過ごしてもよい場所になっているかといった環境整備と支援を意図しています。
- こどもの主体的なクラブ活動

➤ こどもの興味関心に応じてクラブを構成し、こどもたちが運営に参画する活動を指しています。

- 異年齢での集団遊びの実施¹⁰
- 自然体験（野外活動や戸外での遊び等）の実施
- こどもの発達段階等に配慮した遊びの実施¹¹
- 児童福祉文化財や地域の文化等を活用した遊びや伝承遊びの実施¹²

¹⁰ 参考：厚生労働省「児童館等における遊びのプログラムマニュアル」（平成30年3月）遊びによる子どもの育成

¹¹ 参考：厚生労働省「児童館における発達段階等に配慮した遊びのプログラムに関する調査研究」（令和4年3月）

¹² 参考：こども家庭庁「児童館等における児童福祉文化財を活用した遊びのプログラムの開発および普及に関する調査研究」事例集（令和6年3月）、こども家庭庁「児童館等における児童福祉文化財（出版物）を活用した遊びのプログラムの開発および普及に関する調査研究」事例集（令和7年3月）

5. 1. 2. こどもの居場所の提供

<着眼点>

- こどもが安心して過ごせる居場所となるよう、環境（時間、空間、職員配置、事業内容等）整備を行っているか。
- また、こどもの自発的な活動を尊重し、必要に応じた援助を実施しているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第4章2関連】

- (1) 児童館は、こどもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、こどもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。
- (2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、開館時間等について、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。
- (3) 児童館は、災害発生直後には、地域のこどもの一時的な安全確保の場となることが求められる。その後、被災した地域のこどもの居場所・遊び場として機能するよう努めること。その際には、地域住民等との協働により、持続可能な活動を目指すこと。
- (4) こどもの多様なニーズを踏まえ、オンラインやSNSを活用した相談や交流等、新たな居場所づくりも検討すること。
- (5) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。
- (6) 児童館は、こどもの居場所づくりにおけるコーディネーターとしての役割が期待されているため、地域住民等が行うこどもの居場所づくりについて、情報収集や助言、連携した取組の実施等を行うことを検討すること。その際、児童館の施設の利活用やプログラムの提供等も考えられる。

児童館ガイドライン第3章2「こどもの安定した日常の生活の支援」の中で、「児童館がこどもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れたこどもが『来てよかった』と思え、利用しているこどもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。」とあり、児童館がこどもの居場所となるための大事な要素が記載されています。

また、令和6年の児童館ガイドライン改正では、第4章2に「災害時のこどもの居場所」「新たな居場所づくり」「居場所づくりのコーディネーター」が追加され、中・高校生世代の利用を考慮した開館時間についても追記がありました。

「災害時のこどもの居場所」については、災害はその種類（地震や風水害等）や規模によって対応が異なることを前提にしつつも、こどもの心身の安全を確保するため、一時的な安

全確保の場となることが求められます。その後、復興に向けた時期に応じた取組が考えられ、特にこどもの居場所・遊び場として機能しつづけるよう、地域住民等との協働が期待されます。¹³

「新たな居場所づくり」については、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定。以下「居場所づくり指針」という。）において、インターネットの普及や通信技術の進歩によって、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の空間も居場所となり、特別なニーズを持つ子どもや地域性を忌避する傾向のある子ども等にとって、初めの一歩としてつながりやすいとされています。こどもの多様なニーズに応えるため、オンラインやSNSを活用した相談や交流等も検討することが考えられます。¹⁴

「居場所づくりのコーディネーター」については、居場所は、こどものニーズに応じて、アクセス可能な範囲で選択できることが望ましいとされています。そのため、居場所づくり指針においては、地域全体を捉えながら、既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポートなどを担うコーディネーターが重要であるとしています。児童館は、地域においてこどもの居場所づくりに関する情報収集・発信、助言、調整等のコーディネートを行うことや、保有する施設の利活用をはじめとして、プログラムの提供等で地域住民の居場所づくりの活動と協働することが期待されます。¹⁵ なお、こども家庭庁では、地方自治体における居場所づくりコーディネーター配置に対する財政的支援を行っています。¹⁶

「中・高校生世代の利用」については、中・高校生世代の居場所が地域に不足しているという指摘があることから、児童館は、開館時間やスペース、利用方法等について、中・高校生世代が実際に利用可能な環境づくりに努めることとされています。

「こどもの居場所の提供」に係る取組の例として、以下のような取組が考えられます。（あくまで一例であり、全児童館が必ず実施すべき事項ではありません）

- 中・高校生世代専用時間帯や、空間の設定

また、厚生労働省「非常時における児童館とりくみハンドブック」には、自然災害発生時及び感染症の感染拡大時における児童館の取組の例が掲載されています。

なお、こどもの居場所の提供の意図するところは、イベントや行事に留まらず、日常の児童館利用の中で子どもたちが「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思うことができる場であることが重要であり、利用の自由度等、開かれた場となっており、心地よい環境にあるかがポイントです。

¹³ 「児童館ガイドラインについて（通知）」（令和6年12月3日こ成環第301号こども家庭庁成育局成育環境課長通知）3（2）

¹⁴ 同上3（3）

¹⁵ 同上3（4）

¹⁶ 令和7年度時点において「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」として予算措置している。

【関係する法令・通知、ガイドライン等】

こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）

こども家庭庁「こどもの居場所づくりコーディネーター事例集」

5. 1. 3. こどもの権利や意見を尊重した活動の実施

<着眼点>

- 保護者とこどもが、こどもの権利を理解できるような環境や機会を設けているか。
- また、こどもの意見形成および意見表明の支援ならびに意見聴取を行い、意見反映に努めているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第4章3関連】

- (1) 児童館の活動や地域の行事、多様な社会的活動にこどもが参加・参画して自由に意見を述べるができるようにすること。
- (2) こどもの話し合いの場を計画的に設け、こども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- (3) こどもたちが日常の遊びや生活の中で、こどもの権利を理解できるような環境や機会を設けること。また、保護者とこどもがともにこどもの権利について学ぶことができるように努めること。
- (4) こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、意見形成への支援・意見聴取を行い、意見反映に努めること。
- (5) こどもの自発的活動を継続的に支援し、こどもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

令和6年の児童館ガイドライン改正では、第4章3は「こどもが意見を述べる場の提供」としていたものが「こどもの権利や意見を尊重した活動の実施」とされ、「こどもの権利を理解できるような環境や機会を設けること」や「保護者とこどもがこどもの権利を学ぶことができるよう努めること」、「こどもの意見形成への支援・意見聴取を行い、意見反映に努めること」等が追加され、改正における重要項目となっています。

居場所づくり指針においては、こどもの居場所の前提として、こどもが権利の主体であることと共に、こどもの権利が守られることが掲げられています。児童館はこどもの居場所として、「こども自身が権利の主体であることを実感できる場」であることが求められています。これを実現するためには、こどもに関わる児童館職員の自発的なこどもの権利に関する学習が求められることから、運営主体は職員の学習機会確保に努めることが必要です。

また、こどもが自身の権利を理解できるように、児童館の特性を踏まえ、日常の遊びや生活の中で、こどもの権利の理解促進に取り組んでいくことが肝要です。そして、保護者への啓発や、地域住民等への情報提供等も含め、職員、こども、保護者、地域住民等、児童館に関係するすべての人に向けたこどもの権利に関する理解を深めるような取組が求められています。¹⁷

¹⁷ 「児童館ガイドラインについて（通知）」（令和6年12月3日こ成環第301号こども家庭庁成育局成育環境課長通知）1（3）

「こどもの意見形成への支援・意見聴取」等に関して、こどもの「意見」とは、論理的に整理されたものだけではなく、必ずしも言語化できていない気持ちや考えを含むものと考えられます。そのため、こどもの発達段階に応じて、丁寧に意見形成への支援を行うことや、意見聴取を工夫して行い、意見反映につなげることが期待されています。¹⁸

「こどもの権利や意見を尊重した活動」の例として、以下のような取組が考えられます。
(あくまで一例であり、全児童館が必ず実施すべき事項ではありません)

- 「こども会議」(児童館の運営や使い方について意見を出し合う場)の開催¹⁹
- こどもによる児童館イベントの企画・運営
- こどもの権利に関するポスターの掲示、こどもの権利について学べる書籍や玩具の設置
- 利用者アンケートの実施、意見箱の設置

【関係する法令・通知、ガイドライン等】

こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」(令和6年3月)

¹⁸ 「児童館ガイドラインについて(通知)」(令和6年12月3日こ成環第301号こども家庭庁成育局成育環境課長通知)3(5)

¹⁹ 参考:厚生労働省「児童館ガイドラインに基づく児童館実践事例集」(令和2年3月)「子どもたちによる主体的な居場所づくり」

5. 1. 4. 配慮を必要とするこどもへの対応

<着眼点>

- 障害のあるこども、社会的・文化的な困難を抱えるこども等の受入体制があるか。
- また、福祉的な課題があるこどもへの、関係機関と連携した適切な対応体制があるか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第3章3関連】

こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切にソーシャルワークを展開すること。その際、児童館を利用するこどもや保護者の様子を観察することや、こどもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。これらを円滑に進めるための基盤は、児童館で展開される遊びである。遊びにより、こどもや保護者を惹きつけ、こどもの気持ちや、その中にある課題等を表現しやすくする環境をつくることができると考えられる。

【児童館ガイドライン第4章4関連】

- (1) 障害のあるこどもへの対応は、障害の有無にかかわらずこども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- (2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱えるこどもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- (3) こどもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。
- (4) こどもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。
- (5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (6) こどもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校、要保護児童対策地域協議会、その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な機関や居場所等につなぐ等の支援を行うこと。
- (7) 障害のあるこどもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めること。
- (8) インクルージョン（包容・参加）の観点から障害のあるこどもや、社会的・文化的な困難を抱えるこども等へ必要な配慮を行うこと。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10の5第1項においては、児童福祉施設の職員は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならないと規定されています。

また、児童虐待防止法（平成12年法律第82号）第5条第1項においては、児童福祉施設の職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないと規定されています。

令和6年の児童館ガイドライン改正では、第4章4に、インクルージョン²⁰の観点に係る記載が追加されました。

社会的・文化的な困難や障壁（性別、国籍、社会的地位、経済的格差等）をもった子どもたちをインクルージョンの観点から支援していくことが求められていることから、児童館はインクルーシブな環境を実現することが期待されています。²¹

「配慮を必要とする子どもへの対応」の例として、以下のような取組等が考えられます。（あくまで一例であり、全児童館が必ず実施すべき事項ではありません）

- こどもの課題について悩みを抱える保護者の集いの場づくり
 - 不登校のこどもの親の集まりなどが考えられます。
- 障害のある子どもや保護者、家族を対象とする活動
- 他事業所や社会資源との連携、協働の体制づくりの構築²²
 - 地域の子育て支援者のネットワークづくりなどが考えられます。

²⁰ インクルージョンとは障害児や社会的な弱者も含め、社会の一員として尊重する考え方を示したものであり、合理的配慮や環境整備を行うことで、地域社会への参加の障壁を取り除くよう、「包み込む」ような状態を目指すものです。

²¹ 「児童館ガイドラインについて（通知）」（令和6年12月3日こ成環第301号こども家庭庁成育局成育環境課長通知）3（6）

²² 参考：厚生労働省「児童館における福祉的課題を抱える子育て家庭への支援に関する調査研究」令和4年3月

5. 1. 5. 子育て支援の実施

<着眼点>

- こどもと保護者の交流の場の提供、子育てへの不安や課題に対する関係機関と連携した支援等、子育て中の保護者への支援活動を実施しているか。
- 保護者と協力して乳幼児を対象とした支援活動を実施しているか。
- 関係機関と連携し、地域の子育て支援ニーズを把握するとともに、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第3章4関連】

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。

さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

【児童館ガイドライン第4章5関連】

(1) 保護者の子育て支援

- ① こどもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。
- ② こどもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
- ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。

(2) 乳幼児支援

- ① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。
- ② 子育て支援活動の実施に当たっては、こどもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的を実施することにより、こどもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。

(3) 地域の子育て支援

- ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。

- ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしなが
ら行うこと。
- ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネッ
トワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

児童福祉法第 56 条の 6 第 3 項においては、児童福祉施設の設置者は、その事業を行い、
又はその施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家庭からの相
談に応ずることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければなら
ないと規定されています。

また、児童虐待防止法第 5 条第 5 項においては、児童福祉施設は、児童及び保護者に対し
て、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないと規定されています。

なお、児童館では、乳幼児期は保護者と一緒に来館するところがほとんどとなっています。
他の児童福祉施設と異なり、こどもの預かりを主だった活動とはしていないからです。自治
体によっては、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業を児童館で実施したり、地域子育
て相談機関として位置づけて、児童館の子育て支援機能を強化したりしているところもあ
ります。

子育て支援活動の例として、以下のような取組が考えられます。(あくまで一例であり、
全児童館が必ず実施すべき事項ではありません)

- 乳幼児親子が自由に参加できる遊び場づくり
- 保護者向け学習会等の開催
 - 離乳食講座、プレパパ・プレママ向けの学習会等が考えられます。
- 保護者同士の交流促進支援
 - 保護者が参加する子育てサークルの支援等が考えられます。
- 自治体主催の子育てサロンや乳幼児検診への職員の派遣
- 乳幼児と中・高校生世代の交流事業の実施²³

²³ 参考：厚生労働省「児童館ガイドラインに基づく児童館実践事例集」（令和 2 年 3 月）「中
高生と赤ちゃんとの交流事業」

5. 2. 家庭・学校・地域等との連携

5. 2. 1. 家庭との連携

<着眼点>

- こどもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭や関係機関等と連絡をとり適切な支援を行っているか。
- また、支援の際は必ず記録をとり職員間で共有を図っているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第8章1関連】

- (1) こどもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。
- (2) こどもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭とともに、学校、こどもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。
- (3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようにすること。

虐待、いじめ等緊急度の高い事案の発生に備え、支援体制の整備が平時から行われているかを確認する必要があります。児童館の特性上、就学児以降は保護者が同伴した来館がほとんどなくなることから、支援体制としては、①関係者と連絡したときの記録を取っているか、②施設内でこどもの様子や連絡した情報を記録し、共有できているか、③保護者等の連絡先を把握しているか等を確認することが考えられます。

5. 2. 2. 学校との連携

<着眼点>

- 学校と適切な情報交換を行うとともに、こどもの安全管理上の問題等が発生した場合の連絡体制を整えているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第8章2関連】

- (1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。
- (2) 災害や事故・事件等こどもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。
- (3) 児童館や学校でのこどもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。

「学校との連携」の例として、以下のような取組が考えられます。(あくまで一例であり、全児童館が必ず実施すべき事項ではありません)

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）への参画²⁴
- 児童館の運営協議会等への学校関係者の参画

²⁴ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのことです。

5. 2. 3. 地域及び関係機関等との連携

<着眼点>

- 地域の健全育成の環境づくりに努めているか。
- 地域及び関係機関等との連携を図っているか。
- また、児童館を利用する子どもや地域住民等がボランティア等として活動できるよう、育成と支援を行っているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第4章6関連】

- (1) NPO、関係機関等と連携を図り、子どもの権利に関する情報提供等の啓発に努める。
- (2) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- (3) 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。
- (4) こどもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、児童館等を拠点とする地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。
- (5) 地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

【児童館ガイドライン第4章7関連】

- (1) 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- (2) 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- (3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。
- (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受け入れなどに努めること。

【児童館ガイドライン第8章3関連】

- (1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。
- (2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- (3) こどもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、児童館等を拠点とする地域組織活動、各種ボランティア団体等地域のこどもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。

- (4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。
- (5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室等の地域学校協働活動との連携を図ること。
- (6) 地域及び関係機関等とのネットワークを活用し、地域におけるこどもの居場所づくりの取組をコーディネート（情報収集・発信や調整等）することに努めること。

「地域組織活動」とは、母親クラブ、子育てサークル等、こどもの健全な育成を図るための地域住民の積極的参加による活動をいいます。²⁵

「地域及び関係機関等との連携」の例として、以下のような取組が考えられます。（あくまで一例であり、全児童館が必ず実施すべき事項ではありません）

- 児童館がない地域における移動児童館の実施
- 児童館内外におけるこどもがボランティア活動をする機会の提供
- 異世代交流イベントの開催
- 警察と連携した交通安全教室の開催
- 近隣の高等教育機関と連携したイベントの開催
- 放課後子供教室等の地域学校協働活動への参加、支援
- 地域組織活動への施設の開放

²⁵ 「児童館ガイドラインの改正について（通知）」（令和6年12月3日こ成環第300号こども家庭庁成育局成育局長通知）※用語等について

5. 3. 児童館の職員

5. 3. 1. 職員体制

<着眼点>

- 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を置いているか。

<具体的内容>

【設運基第38条第2項関連】

児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

【児童館ガイドライン第6章3(6)①関連】

児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。

「児童館の設置運営要綱」（厚生省発児第123号平成2年8月7日付け厚生事務次官通知）においては、小型児童館等に置くべき職員について、2名以上の児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）を置くこととされています。

この点について、児童厚生員2名の配置は法令上義務付けられたものではなく、来所する児童数等を勘案し、地域の実情に応じ2名のうち1名は児童厚生員を補助する役割の者とすることは、自治体の裁量により可能です。²⁶

²⁶ 「児童館に係る Q&A について」（平成31年3月29日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成係事務連絡）別添1 児童館に係る Q&A

5. 3. 2. 児童館活動及び運営に関する業務

<着眼点>

- 以下の業務を実施しているか。
 - (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。
 - (2) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。
 - (3) 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。
 - (4) 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。
 - (5) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。
 - (6) 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。
 - (7) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第5章1関連】

- (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。
- (2) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。
- (3) 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。
- (4) 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。
- (5) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。
- (6) 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。
- (7) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。

着眼点(1)については、児童館の目標や年間の活動スケジュール、運営方針がわかる書類（標準確認文書の「事業計画書」及び「活動計画書」に相当）を確認することが考えられます。

着眼点(7)について、設備運営基準第5条第2項においては、児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないと規定されています。

5. 3. 3. 館長の職務

<着眼点>

- 館長あるいは、館長が配置されていない場合は施設の運営管理に責任を有する者を配置しているか。
- また、上記の者は以下の業務を実施しているか。
 - (1) 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。
 - (2) 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。
 - (3) 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。
 - (4) 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。
 - (5) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。(6) 必要に応じこどもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

<具体的内容>

【こ成事第175号通知(1)の第2の1の(6)関連】

施設長は専任者が確保されているか。

施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。

児童館によっては、複数の施設を同一の館長が兼務するケースがあります。その際は、館長としての業務が実効的におこなわれているような工夫や体制があるか確認することが期待されます。

5. 3. 4. 児童館の職場倫理

<着眼点>

- 職員が、倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守するための取組を行っているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第5章4関連】

(1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。

(2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。

- ① こどもの人権尊重と権利擁護、こどもの性差・個人差への配慮に関すること。
- ② 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
- ③ こどもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
- ④ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
- ⑤ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。

(3) こどもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。

(4) 明文化された児童館職員の倫理規範を持ち、利用者に公開すること。

設備運営基準第7条においては、児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないと規定されています。

5. 3. 5. 児童館職員の研修

<着眼点>

- 児童館の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上のために、職員に研修の機会を確保しているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第5章5関連】

- (1) 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- (2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。また、職員によるこどもの権利に関する学習の機会を保障することに努める。
- (3) 研修が日常活動に生かされるように、職員全員がこどもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。

令和6年の児童館ガイドライン改正では、「職員によるこどもの権利に関する学習の機会を保障することに努める」旨の記載が追加されました。

研修の機会の例として、以下が考えられます。(あくまで一例であり、全児童館が必ず実施すべき事項ではありません)

- 市区町村主催の研修への参加
- 都道府県主催の研修への参加
- 児童館連絡協議会主催の研修への参加
- オンライン研修（e-ラーニング）の受講

5. 3. 6. 職員の確保及び定着化

<着眼点>

- 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。

<具体的内容>

【こ成事第175号通知(2)の第2の2の(3)関連】

- (1) 職員の計画的な採用に努めているか。
- (2) 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第90条第1項においては、社会福祉事業等を経営する者は、前条第2項第2号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるように努めなければならないと規定されています。

※前条第2項第2号：社会福祉事業等を経営する者が行う、社会福祉事業等従事者に係る処遇の改善（国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く。）及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

「職員の確保及び定着化」の例として、以下のような取組が考えられます。（あくまで一例であり、全児童館が必ず実施すべき事項ではありません）

- 人事異動における配慮
- （人員確保に困難を抱えている場合）欠員が生じている理由の分析
- （人員確保に困難を抱えている場合）求人票の見直し

5. 4. 児童館の運営

5. 4. 1. 設備

<着眼点>

- 建物内に必要な設備・備品を備えているか。
- また、建物の広さは規定の広さ以上であるか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第6章1、設置運営要綱第2の3の(1)関連】

(1) 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。

① 静養室及び放課後児童クラブ室等

② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等

③ こどもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等

(2) 乳幼児や障害のあるこどもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。

(3) 建物の広さは、原則として、217.6平方メートル以上（都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等（以下「都市部特例」という。）においては、163.2平方メートル以上）とし、適当な広場を有すること。ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、185.12平方メートル以上（都市部特例においては、138.84平方メートル以上）として差し支えないこと。

【局長通知2(3)関連（児童センター）】

(1) 運動遊び用の器材は、効果的な体力増進を図るために必要な遊具、用具等であって屋内・屋外において使用する固定又は移動式のものとし、児童の発達段階に応じた適当な遊びの種類に見合う器材を整備すること。また、大型児童センターにあつては、文化、芸術、スポーツ及び社会参加活動等の諸活動に必要な備品等を整備すること。なお、器材の整備に当たっては、体力増進指導に関する専門家の意見を徴する必要があること。

(2) 運動技能等を把握するための調査票等の整備を行うこと。

【設置運営要綱第3の3の(1)関連（大型児童館）】

小型児童館に求められる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

(1) 建物の広さは、原則として、2,000平方メートル以上とし、適当な広場を有すること。

(2) 必要に応じて研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等を設けるほか、移動型児童館用車両を備えること。

（今後、必要に応じて追記・改定するものとする）

5. 4. 2. 利用するこどもの把握・保護者との連絡

<着眼点>

- 利用するこどもの把握、児童館でのケガや体調不良等に関する保護者への連絡を行っているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第6章3(2)関連】

- (1) 児童館を利用するこどもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
- (2) 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

設備運営基準第40条においては、児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならないと規定されています。

5. 4. 3. 運営協議会等の設置

<着眼点>

- 運営協議会等を設置し、定期的に開催しているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第6章3(3)関連】

- (1) 児童館活動の充実を図るため、こどもの他、児童委員、社会福祉協議会、児童館等を拠点とする地域組織活動等の地域組織の代表者、学識経験者、学校教職員、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。
- (2) 運営協議会等は、年間を通して定期的を開催する他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催すること。
- (3) こどもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、こどもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。

運営協議会について、令和6年の児童館ガイドラインの改正時においては、「運営協議会にこどもを構成員にする取組は全国的な広がりが見られていないため、こどもの参画について、今後、積極的に検討いただきたい」とされています。²⁷

また、こども基本法（令和4年法律第77号）第11条においては、国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものと定められています。児童館においても、こどもや利害関係者の声を運営に反映しているか確認することが期待されます。

²⁷ 「児童館ガイドラインについて（通知）」（令和6年12月3日こ成環第301号こども家庭庁成育局成育環境課長通知）4（2）

5. 4. 4. 運営管理規程と法令遵守

<着眼点>

- 具体的内容(1)に記載の重要事項に関する運営管理規程を定めているか。
- また、運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、組織的に取り組んでいるか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第6章3(4)関連】

(1) 事業の目的及び運営の方針、利用することどもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、こどもや保護者の人権への配慮、こどもの権利擁護（事業所において児童虐待等が行われた際の対応を含む）、守秘義務、個人情報等の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。

(2) 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。

- ① こどもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重とこどもの権利擁護
- ② 虐待等のこどもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
- ③ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止
- ④ 業務上知り得たこどもや家族の秘密の守秘義務の遵守
- ⑤ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護
- ⑥ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築
- ⑦ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上
- ⑧ 事業の社会的責任や公共性の自覚

設備運営基準第13条第1項においては、「児童福祉施設においては、入所する者の援助に関する事項及びその他施設の管理についての重要事項のうち、必要な事項につき規程を設けなければならない」と規定されています。

【こどもに対する性暴力等の防止等】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づき、事業所内におけるこどもに対する性暴力等を防止するため、関係法令や「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を踏まえ適切に対応することが求められています。

設備運営基準（令和8年12月25日施行分）

（児童対象性暴力等の防止）

第九条の五 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措

置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童等対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

5. 4. 5. 帳簿

<着眼点>

- 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。

<具体的内容>

【設運基第14条関連】

児童福祉施設には、職員、財産及び収支を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

「職員を明らかにする帳簿」については、職員の配置状況及び資格の有無がわかる書類を確認することが考えられます。

5. 4. 6. 要望、苦情への対応

<着眼点>

- 要望や苦情を受け付ける窓口（担当者）・苦情解決責任者・第三者委員を設け、苦情が迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作っているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第6章3(5)関連】

- ① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、こどもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。
- ② 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。

【設運基第14条の3第4項関連】

児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

【関係する法令・通知、ガイドライン等】

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第82条、第83条

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」

（平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知）

5. 4. 7. 適切な会計経理

<着眼点>

- 会計経理が適切に行われているか。

<具体的内容>

【こ成事第175号通知(2)の第2の1の(2)関連】

- (1) 他の会計間の貸借が適正に行われているか。
- (2) 現金、預金等の保管が適正に行われているか。
- (3) 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。

適切な出納事務のため、まず現金・預金等の保管方法としては、小口現金・通帳等を鍵のかかった金庫に保管すること等が考えられます。

また、内部牽制体制の確立に向けた取組としては、以下のような例が挙げられます。(あくまで一例であり、全児童館が必ず実施すべき事項ではありません)

- 収入や支出、納品時の会計管理者や出納員による決裁
- 定期的な現金・通帳・備品等の確認
- 行政監査や法人内監査に備えた証憑等の保管

本項目の確認方法の例として、以下が挙げられます。

- 総勘定元帳に収入等が適切に計上されているか
- 小口現金の出納帳の記載が適当か
- 入出金の記録が通帳と連動しているか

5. 5. こどもの安全対策・衛生管理

5. 5. 1. 安全計画

<着眼点>

- 安全計画を策定しているか。
- また、当該安全計画に従い、以下の各種点検、ハンドブックの策定、訓練実施、研修・講習の受講等の必要な措置を講じ、定期的な見直しをすることとしているか。
施設・設備の安全点検、事故防止ハンドブック、防災ハンドブック、救急対応ハンドブック、不審者対応時ハンドブック、児童への安全指導、避難訓練等、その他の訓練、職員への研修・講習

<具体的内容>

【設運基第6条の3関連】

(1) 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

設備運営基準の改正により、令和6年度から、児童館を含む児童福祉施設は、こどもの安全の確保を図るため、施設設備の安全点検、こどもや職員に対する施設内外での生活や取組等の安全に関する指導、職員研修等を網羅する「安全計画」を定めることが義務づけられています。これを踏まえた取組を前提としつつ、児童館ガイドラインで示されている内容と紐付けながら、安全対策を講じることが求められます。²⁸

また、設備運営基準第6条の4においては、「児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない」と規定されています。

施設設備の安全点検の頻度について、「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月21日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）においては、以下のとおり記載されています。

²⁸ 「児童館ガイドラインについて（通知）」（令和6年12月3日こ成環第301号こども家庭庁成育局成育環境課長通知）5（1）

- 設備等（備品、遊具等や防火設備、避難経路等）は定期的※に安全点検を行うとともに、点検結果について文書として記録した上で、改善すべき点があれば速やかに改善すること
※学校安全計画は毎学期1回以上（年に3回目途）とされている
- 児童の日常の遊びや生活に使用される設備等については、毎日点検し、必要な補修等を行うこと

また、避難及び消火に対する訓練は、設備運営基準第6条第2項において、少なくとも毎月1回は行わなければならないと規定されています。

【関係する法令・通知、ガイドライン等】

こども家庭庁「交通安全業務計画」

「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月21日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）

「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」（平成28年9月15日雇児総発0915第1号、社援基発0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知）

「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（平成30年7月11日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱）

5. 5. 2. 防災設備の整備

<着眼点>

- 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けているか。

<具体的内容>

【こ成事第175号通知(1)の第2の3のア関連】

消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。

【こ成事第175号通知(2)の第2の3の(1)関連】

非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。

(今後、必要に応じて追記・改定するものとする)

5. 5. 3. 感染症対策等

<着眼点>

- 感染症等の発生時の対応について、児童館としての対応方針を定めているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第7章3関連】

- (1) 感染症等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。また、業務継続計画を定めておくことが望ましい。なお、こどもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。
- (2) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。

児童館ガイドライン第7章3に記載の「業務継続計画」は、「感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画」²⁹を指します。設備運営基準第9条の3第1項においては、児童福祉施設は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されています。令和6年の児童館ガイドライン改正においても、業務継続計画に係る記載が追加されました。

【関係する法令・通知、ガイドライン等】

「児童福祉施設等における業務継続計画等について」（令和4年12月23日付厚生労働省子ども家庭局総務課、保育課、家庭福祉課、子育て支援課、母子保健課事務連絡）
厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対応からの気づき」～児童館における実践事例・データ集【令和2年度版】～（令和3年3月）

²⁹ 設備運営基準第9条の3第1項

5. 5. 4. 衛生管理

<着眼点>

- 施設・設備等の衛生管理を行っているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第7章5関連】

- (1) こどもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。
- (2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、こどもの健康に配慮すること。

(今後、必要に応じて追記・改定するものとする)

5. 6. 大型児童館の機能・役割

<着眼点>

- 小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内児童館の連絡調整・支援、広域的・専門的健全育成活動の展開を行っているか。

<具体的内容>

【児童館ガイドライン第9章関連】

(1) 県内児童館の連絡調整・支援

- ① 県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。
- ② 県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。
- ③ 県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
- ④ 県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと。
- ⑤ 県内児童館等を拠点とする地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置くこと。
- ⑥ 大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと。
- ⑦ 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。

(2) 広域的・専門的健全育成活動の展開

- ① 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くのこどもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。
- ② 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。
- ③ 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、情報公開の上、計画的に活用すること。
- ④ ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、こども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。
- ⑤ 災害発生時には、県内児童館やこどもの居場所、遊び場に対する支援を行うこと。都道府県域内の支援ネットワークづくりや県内児童館のない地域での遊びの提供、被災したこどもや保護者の保養等を検討すること。
- ⑥ 県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めること。

大型児童館は、その運営内容が地域の特性等を踏まえて設定されていることから、指導監査基準が適用しづらい場合もあります。

また、宿泊機能（施設、設備含む）を有する特徴的な活動を行う施設については、他の関係法令等が影響する可能性もあることにご留意ください。

令和6年の児童館ガイドライン改正では、大型児童館の「広域的・専門的健全育成活動の展開」の1つとして災害時の対応が追加されました。

災害時には、広域を支援対象とする大型児童館の特徴に合わせた活動が期待されており、災害により失われる可能性がある地域のこどもの居場所、遊び場機能を補完することができるような活動の検討が考えられます。³⁰

³⁰ 「児童館ガイドラインについて（通知）」（令和6年12月3日こ成環第301号こども家庭庁成育局成育環境課長通知）6（1）

6. 指導監査後の対応³¹

6. 1. 講評及び指示等

指導監査職員は、指導監査終了後、児童福祉施設の幹部及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な助言・勧告又は指示を行うこと、ただし、人事等特に幹部のみに講評を行うことを適当とする事項については、その者に対し別途講評及び助言・勧告又は指示を行うこととされています。

6. 2. 指導監査の復命

指導監査職員は、帰庁後速やかに指導監査結果について復命書を作成し、かつ、これに指導監査職員の所見及び現地における意見、要望等を付して都道府県知事に提出するものとされています。

6. 3. 指導監査結果の検討及び措置

指導監査結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する監査の対象となった実施機関及び児童福祉施設又は都道府県が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとることとされています。

6. 4. 指導監査結果の指示および確認

指導監査結果の指示及び確認は以下のとおりとすることとされています。

- (1) 指導監査結果の指示は、前項の検討に基づき、必要な事項の内容及び改善方法について具体的に文書をもって速やかに行うこと。
- (2) 指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか、重要事項については必要に応じてその改善状況等を確認するために特別指導監査等の措置を採ること。
- (3) 指導監査において繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令等に基づく処分を行うこと。

³¹ 児童福祉行政指導監査実施要綱「11 指導監査結果の措置」関連

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業 課題番号一般 1-09
児童館の指導監査基準等に関する調査研究
事業報告書

発行日：令和8年3月
発行：PwC コンサルティング合同会社